

思想家の運動部 第五部

概 説

第一編 社會主義的運動	西七	第一節 朝 鮮	西五
第一章 社會主義的團體の設立及解散	西八	第二節 臺 灣	西八
第二章 社會主義的團體及個人の活動	西八	第九章 反社會主義的運動の取締及對策	西一
第一節 社會主義的團體の運動	西八	第一章 青年團	西四
第二節 其他の社會主義的團體及個人の運動	西二	第二章 國粹團體	西九
第三章 特殊事件	西四		
第一節 日本共產黨事件	西四		
第二節 其他の事件	西五		
第四章 學生運動	西六		
第五章 藝術家の運動	西六		
第一節 全無產藝術團體協議會(ナップ)	西六		
第二節 勞農藝術家聯盟	西九		
第六章 婦人運動	西九		
第七章 水平運動	西〇		
第八章 植民地に於ける運動	西五		

概 説

本年度に於ける社會思想家の運動として注目すべきは左翼諸團體の活躍である。

日本共產黨は大正三、四年の兩度の大檢舉によつて再度黨組織を破壊され、地下深く追ひやられてその姿を消してゐたが、四・一六事件直後地下に三度目の甦生を遂げ、本年初頭總選舉を期して再び大衆の眼前に現はれた。二月以降の第三

次の全國的檢舉によつて黨は三度その組織を破壊されるに至つたが、左翼の傳統を守る反帝同盟、モツブル、第二無新等の諸團體は彈壓の網を潜つては破壊後の戦列の整備につとめた。尙上記二團體は本年夫々國際的團體の一支部として再組織され國際本部の強固な指導の下に鬪爭を開するに至つた。

その運動に多分の合法性を残されてゐたプロレタリア藝術家の團體、殊に漸く整備充實された戰列を有するナツプ加盟の諸團體は、本年は創作、劇、映畫、音樂、繪畫等文藝の全文野に亘つて華々しい活躍をなす事が出來た。本年の第三次の檢舉が上記左翼團體殊にナツプ所屬の諸團體に迄も及ぶに至つたのは、之等外廓的諸團體の活動が一段の飛躍を遂げつつあることを物談るものであらう。この左翼運動は學生層に

も深く浸潤して行つた。世界恐慌の餘波は學生層に迄及び、極度に深刻化した不況は學生群の思想を益々尖銳化せしめて居たが、共產青年同盟、反帝同盟等の學生層への進出は本年の學生左翼運動を更に白熱化せしめた。本年二月京都における各大學專門學校學生の共產主義運動はその顯著なる一例である。植民地に於ける解放運動はその多くがインテリ層が秘密結社に據つての潛行運動であるが、此種の左翼運動も昨年に引續き依然執拗に瀰漫しつゝある。

第一篇 社會主義的運動

社會主義的運動の主流は云ふ迄もなくマルキシズムである。この運動の前衛として指導的立場にあつた日本共產黨は、兩者の彈壓によつて再三壞滅を傳へられたが、三度甦生して尙その地位を固守しつゝあつた。極度の非合法性を強要せられてゐる黨の運動はその全形態が地下の策動であるため、吾々はその活動の全般を知ることは出来ないが。

黨の別働隊と云はれる共產青年同盟、その他反帝同盟、モツブル等は、之等は何れも非合法若くは半非合法團體であり、従つて再三自らの組織を破壊され乍らも、工場農村に深く喰入つてその基礎の確立を計り、不斷の破壊に脅される赤色戰線の收拾につとむるところがあつた。

之等の左翼諸團體の潛行的活動こそ本年の社會主義的運動を全面的に代表するものと云ひ得るであらう。

第一章 社會主義的團體の設立及び解散

無產政黨の成立以後既存の社會主義的團體のうち合法的運動を目指すものは漸次無產政黨に吸收せられ、之等の團體にして解散すべきものは既に今日迄に解散し盡されてゐる。從つて本年において新たに解散を記録すべきものはない。

新に結成された團體としては、赤色戰線の分野に、反帝國主義・民族獨立支持同盟日本支部、日本赤色救援會及び一時的鬪爭團體ではあるが議會解散・選舉鬪爭同盟等を擧げる事が出来るが、之等の團體に關しては次章に之を記述する。

第二章 社會主義的團體及個人の運動

第一節 社會主義的團體の運動

一 日本共產黨

日本共產黨は三・一五、四・一六の兩度の大檢舉によつて組織を破壊せられ再三壞滅を嘗へられたが、殘黨員は昨年五月

頃より破壊された黨組織の再建に奔命し、同年七月黨中央部の再組織なつてから次第に黨勢を擴張し三度甦生するに至つた所、本年二月以降の第三次の全國的大檢舉に遭遇してまたも運動は挫折の已むなきに至つた。(日本共產黨に關しては本年鑑第五部第一篇第三章を參照され度し)

二 日本共產青年同盟

日本共產黨の別働隊たる日本共產青年同盟は三・一五事件による組織破壊の後同三年五月頃關東地方委員會を再組織すると同時に一時中絶した機關紙『無產青年』を發刊して活動を續けて來たが四・一六事件のため多數の鬪士を奪はれ再び組織を破壊された。同事件以後は同盟委員長であつた佐野博が四年六月再建された黨中央部に入つてその方面的活動に専念する事となつたゝめ同年七月堅山利忠が同盟責任者となつて再組織並にその整備の運動を行つた。かくて本年に入るや選舉鬪爭同盟に代表者を送つてその一構成分子となつて鬪争したのを初め、メーデー其他大衆動員の機會ある毎に諸種の指令を發すると同時に行動隊を編成しては活躍した。他方當局の監視を潜つて『無青』を發行して工場、農村並に學生層への浸潤を企て組織の確立とその擴大強化を圖りつゝ第三次大檢舉に及んだ。同盟の活動の大部分は地下の策動であるため茲にはその詳細を記述する事が出來ない。第三次大檢舉(自四

年十月至六年四月)により東京地方で起訴された同盟員は十四名である(次章参照)

尙本年五月一日川崎市に於ける同盟行動隊の策動と稱せられてゐるメーテー流血事件は記事掲載を禁止されてゐたが十一月七日豫審終結と同時に解禁された。

同事件はメーテー當日共産青年同盟員と稱せられる日本化學労働組合白石支部員十九名よりなる行動隊が武装して總同盟神奈川聯合會其他十一團體二千五百名の集合せる川崎市稻毛神社境内に警戒線を突破して侵入せるため、警官隊との亂闘を生じ警官二名其他三名の負傷者を出すに至つたものである。指導者阿部作藏以下七名は現場にて、翌日十名、其後更に二名検挙され、うち死亡、猶豫各一名を除き他の十八名は六、七月中に夫々起訴せられたが、十一月二十七日横濱地方裁判における豫審終結し、阿部は治安維持法違反及び殺人未遂にて、他の十七名は治維法違反および公務執行妨害として同地方裁判所の公判に附せられる事となつた。

三 解放運動犠牲者救援會

救援會は一九二八年四月各無產政黨並各勞働組合等の無產團體各方面の代表者によつて組織され無產階級運動の一翼として既に二ヶ年の鬭争を経験した。その間成立間もなく起つた三・一五事件の後會の主要努力が共産黨事件犠牲者の救援に向けられ、同事件に對する大衆的救援運動が展開されるやうになると官憲の彈壓は次第に強化した。と同時に會内の右

翼中間派指導者の退却が始まり、會は依然として一切の階級鬪爭犠牲者とその家族の救援を標榜し、超黨派的性質を持続しつゝあるに拘はらず純然たる左翼系團體と目されるに至つた。四・一六事件の頃は既にその傾向特に著しく、隨つて弾壓も亦強化し同事件のために救援會の組織は、一時的ではあつたが、破壊されるに至つた程であつた。かゝる絶えざる暴壓にも屈せず會は兩事件の犠牲者に對する差入より公判開始後は階級的政治犯人釋放鬪争、治維法撤廃、公判戰の援助等會自身の敢果な鬪争を續けた。本年も主として四・一六事件犠牲者の公判に對し、一月早々救援會本部辯護士團を組織し、公判の開廷される各地支部に辯護士を派遣し「暗黒裁判絶対反対」「階級的政治犯人の即時釋放」その他の標語を掲げて階級裁判と戰ひ、並びに法廷外の釋放運動の組織、傍聴席への動員々等のために活躍した。更に救援會は昨年末月刊機關紙『救援新聞』を創刊して工場農村に呼びかけて會の基礎確立と大衆化とを計つた。すなはち本年上半年に於いて救援會の運動は「(イ)日常鬪争の犠牲者と家族の救援(ロ)救援運動を通じての階級的戰線統一の促進(ハ)工場農村を基礎とする救援會のより一層の大衆化、組織の確立、救援新聞配布網の擴大(ニ)國際戰線への進出」……の點において躍進をとげたと云はれてゐる。

いて開催された解放運動犠牲者救援會第二回全國大會において國際赤色救援會加盟の決議が可決され、茲に救援會は國際赤色救援會の日本支部、日本赤色救援會の旗を掲げ國際本部の強固な指導の下に鬪爭を開くこととなり、我國救援運動も完全に國際的連帶性の下に萬國の勞農犠牲者救援にまで擴大されるに至つた。

運動のこの擴大のために必要な新組織方針に依る執行機關の確立と工場班、農村班の確立とに關する新方針も同大會に於いて決定された。

上記の第二回全國大會は、その準備鬪爭中より彈壓をうけ、大會すら既に極度の非合法を強要されたものであるが、國際赤色救援會加盟と同時に會並に運動自體がまた半ば地平線下へと追いやられた。同大會において決議された事項は左の如くである。

(一)一般運動方針(二)國際赤色救援會加盟の決議(三)工場班農村班確立の件(四)犠牲者及び其家族救援の件(五)日本共產黨事件公判闘爭方針(六)辯護士に対する態度を表明す(七)醫療救援方針(八)財政方針(九)救援新聞に關する件(十)階級司法並に白色テロル抗争の決議(十一)天災、火災其他による労働者農民の罹災者救援に對する方針(十二)解黨派に對する方針(十三)大會宣言(十四)規約

四 反帝國主義民族獨立支持同盟

日本支部(略稱)日本反帝同盟)

第三次大檢舉によつて全國書記局への彈壓および本年二月の

昭和四年七月反帝同盟を解體して國際的反戰鬪爭組織の一機關として再組織せんがため勞農同盟および左翼諸團體並に同系統の個人の參加によつて反帝同盟日本支部準備會が組織されたが、同年十一月七日ロシア革命記念日を期し全協、労農同盟、戰反同盟、ナツプ、モツブル等の主唱協議をもつて反帝國主義民族獨立支持同盟日本支部が結成された。全協、労農同盟、戰反同盟が全國執行部を構成し、戰反同盟員が反帝全國書記局を擔當し、戰反同盟は反帝同盟に解消した。

反帝同盟の機關は、(一)日本支部大會(二)評議委員會(三)執行委員會(四)書記局(五)地方委員會であつて、同盟員たり得るものは「同盟の目的を承認し且つ同盟の決議に従つて此の目的遂行のための行動に參加する團體及び個人」である。結成當時の加盟團體は、全協(並に加盟團體)產勞、全農、自由法曹團、無新、無青、ナツプ、モツブル、朝鮮新幹會有志團、朝鮮プロレタリア藝術團、臺灣文化協會、臺灣農民組合等である。

同盟の目的は左の通りである。

「日本反帝同盟」は國際「反帝國主義・民族獨立支持同盟」の日本支部として日本帝國主義に反対し、朝鮮、支那其の他の被壓迫全民族の政治的及び社會的解放鬪争を支持する全個人及び組織を各自の特有な目的には關係なく團結せしむるを目的とする。

「日本反帝同盟」の目的は特殊的には(省略)

委員會は殆んど破壊せられ加盟團體との連絡は杜絶するに至つたが、個人的一般同盟員に働きかける事によつて陸軍記念日の闘争（三月十日）三・一五、四・一六記念闘争、帝都復興祭の闘争（四月）、臨時議會解散運動（四月）第十一回メーデー闘争、軍國主義反対デー（五月二十七日）第二回國際反戦デー・カンパニア（八月一日）……等々の運動を敢行した。

同盟はかくの如く赤色戰線の一分野を擔當して本年上半期中地下に躍動を續けたが、六月末同盟の指導機關と組織に關し同盟内に紛争を生じ、同盟の主要なる活動力の大部分をその克服の闘争に向けるの已むなきに至つた。

團體加盟を拒否し個人加入の一般同盟員のみをもつて同盟を構成すべき事を主張せる同盟内の極左一派は新組織中央部と稱する「中央常任委員會」の名をもつて新組織方針書を發表した。しかしこの方針書は東京地方委員會（六月）並に第二回評議委員會（八月）によつて否決された。かくて同盟は上記の一派を清算し同盟の構成並に指導部の再組織問題に一應の解決を與へると同時に全國執行部、地方地區委員會の確立強化並に同盟の大衆化の實踐のための闘を進めた。尙同盟は十一月一日反帝闘争を全面的、組織的に遂行するため機關紙『反帝新聞』を創刊、十一月七日にはロシア革命記念日及日本支部創立一週年記念カンパをもつた。

五 黒色青年聯盟

無政府主義者の團體中純正アナーキズムを奉する人々の唯一の組織的團體である、黑色青年聯盟の運動は兩三年來不振の状態を續けてゐる。昨年半歳に亘る休刊を餘儀なくされた聯盟機關紙『黑色青年』は四年十二月の再刊後間もなく只一號を出した（一月）のみで本年もまた休刊を續け、聯盟はたゞ『黒聯パンフレット』一卷を發刊したに止まる。かくて黑聯は本年も不振の一年を送り、本年中の活動としては、黒潛社事件以後解體四散せる中部（愛知）黑色青年聯盟の殘存者が七月來「彈道社聯盟」の名で更生を劃策しつゝあつたが、十二月に到り中部黑色青年聯盟が再組織せられたのと、全關西、中國地方黒聯の事實上の再建と目されてゐる黑色青年自由聯合（大阪）が本年五月「アナルキヤスト青年聯盟」と改稱して、機關紙『自由聯合主義』（三月創刊）によつて活動を續けつゝある事のみを記録すべきであらう。

同系統の黑色戰線社は昨年末二派に分裂し、文藝運動を排して單的に無政府主義思想運動に向ふべき事を主張せる一派が本年一月從來の機關紙『黑色戰線』を解體し、同社に據つて無政府主義戰鬪誌『黑旗』を創刊して論陣を張り、アナキスト・コムミニズム思想の現在社會への擴充のために闘を開始した。尙八月十二日黑色戰線社は家宅搜索をうけ「パンの略取」その他の出版物を押収された上社同人は早稻田署に檢束された。

第二節 その他の社會主義的團體及

第一節に記述せる諸團體以外の社會主義的團體及び個人の運動としてあぐべき諸事件の數は、日本共產黨事件以來暴壓をもつてその再建運動を阻止せんとする當局の方針に遵ふ各地官憲により摘發された所謂何々共產黨事件、秘密結社事件、何々陰謀事件、軍隊赤化、兒童赤化、不穏文書撒布等々と特に著しく増加してゐるが、その大部分は研究會、讀書會程度のもので、その中重なるものは、

▲川越共産黨事件（四年十二月二二名檢舉、本年一月六名起訴）▲吳工廠内の秘密結社（讀書會）事件（四月約十名檢舉、眞鍋喜一他四名起訴、眞鍋は一審判決懲役二年、控訴判決同上一年）▲樺太共產黨事件（六月三十九名檢舉、十三名起訴。次章參照）▲松山聯隊赤化事件（六月十餘名檢舉、數名起訴）▲香川共產黨事件（七月賴則泰他四名起訴、十月十一日一審判決賴則泰、大内謙吉（以上懲役一年）西算雄、山口春夫（以上懲役二年、四年間執行猶豫）▲參謀本部「戰旗讀書會」事件（六月、陸地測量部技手青木勇治他軍屬雇員等七名檢舉、青木は陸軍刑法違反、制令違反として軍法會議に附せられた）▲鹿兒島秘密結社讀書會事件（七月、三十名檢舉、日高秀夫他四名起訴）▲第十六回國際無產青年テ一大テモ（九月七日、六日早曉より七日にかけ東京及大阪に於て全協青年部員各三十餘名檢舉）▲海上共產黨事件（十一月、日本海員組合刷新會大阪支部の

海上共産黨組織計畫容疑者として九日阪神兩地で十數名検舉、詳細不明。▲徳島讀書會事件(十二月、棧敷近信他十名検舉、十名送局)等であるが今之を全て記述する事は紙面の都合上到底不可能であるから、茲には第一節の記述に漏るゝ左記數個の社會主義的團體の運動のみを摘記するに止める。

▲議會解散・選舉鬭爭同盟——本年二月の總選舉を期し全協、全農、共產青年同盟、海員組合、反帝同盟、モツブル、ナツプ等の左翼諸團體及び組合同盟、海員組合、總同盟の各刷新會有志は全協の提唱により頭書の同盟を組織し、三主要鬭爭題目（帝國主義戰爭絶對反對、資本家的產業合理化反對・白色テロ反對）を掲げ、積極的に總選舉戰に參加し最高目標「資本家地主の政府××、労働者農民の××××、議會の××」の宣傳に努力を集中して鬪つた。この一時的共同戰線の組織たる鬭爭同盟の機關は本部常任委員會（組織、宣傳、出版、印刷、財政の四専門部を置く）及全國委員會であつて、一月十日全國委員會を確立、十二日活動方針を決定し、ニュースを發行すると共に上記の活動方針に基き檄文を東京地方委員會と協力して市内外の大工場に配布した。尙各地方に於ても地方機關の確立と鬭争が行はれた。鬭爭同盟が陣頭に立てた候補者は獄中の共產黨事件被告佐野學、唐澤清八、山本縣藏（東京）を初め、田井象、前川正一（大阪）上田晋一（三重第二區）の諸氏——うち合法的手續を踏みて立候補したのは上田氏のみ——であつた。尙同盟は學校班を設け學生層にも運動を展開したが就中東大、早大、東京女子大學に於ては校内に有力なる鬭爭同盟が組織せられ、校内部で活潑な運動を行つた。

を受けて地下に更生せる『第二無新』は昨秋再び弾壓に遭つて全く發行不能の状態に陥つて居たが本年一月嚴重なる當局の監視を潜つて再刊された。第二無新は前記選舉闘争同盟全國委員會に代表者を送りその構成分子となり、同時に大膽に左翼の政策を掲げて労働者農民に呼びかけて闘争同盟への積極的參加を説いた。二月事件をはじめ數度の弾壓にも拘はらず本年中少くも約三十號を發行して破壊された赤色戰線の收拾と同志激励とに力を注いだ。

▲産業労働調査所——産業労働調査所は昭和三年の三・一五事件の際、主なる所員が該事件に連座して検舉されるに至つて事業は一頓挫を來した。その後陣容建て直しに力めた結果、昭和四年五月に再建の業なり舊の如く強力なものではなかつたが、兎も角同年六月には機關紙『産業労働時報』及『インタナショナル』の更生第一號を出すに至つた。

昭和五年に至つては更に内容の充實と事業の飛躍的發展を遂げた。即ち同年三月には京都支所の再建があり、翌四月には大阪支所の更生ができた。無產階級の諸運動が逐年擴大されるに伴つて、産勞の活動分野も從來より廣められた。例へば、調査所の内部組織が政經部、労働部、農民部、國際部等々に分化したやうに、加之、労働部の調査も労働組合が産別に整理されるに従つて産別の調査が行はれる等可なり緻密なものになつて來た。本年度の活動としては、前記月刊兩機關紙の内容を整備すると共に別に單行本の刊行が爲され、又プロレタリア美術同盟との共同主催で社會運動に關するプロレタリア統計展覽會を四月東京に於いて開催した。

第五部 第一篇 社會主義的運動

の立場よりする科學的研究を主要任務として昨年十月に組織されたプロレタリア科學研究所は機關紙『プロレタリア科學研究』に據つて研究並にその大衆化のための闘争をもち來つた。同研究所の機關は中央委員會(長・秋田雨雀)編輯委員會(長・三木清)書記局(長・小川信一)——以上五年五月現在——であつて、本年中に於ける同研究所の活動として列舉すべきは、前記機關誌發行の他、各種研究會(世界情勢、支那問題、法律學、協同組合、農業問題、日本資本主義、唯物辨證法、教育問題、エスペラント其他の内部並に公開研究會——後者は十月廢止——)の開催、外國語大學(夏期七月十一日より一ヶ月於東京大成中學、第二期十月於東京)並に初等エスペラント講習會(三月十日より三週間、於東京二葉保育園)の開催および單行本、パンフレットの發行等であらう。尙同研究所は五月十一日お茶の水文化學院に於て第二回總會を開いたが、開會前議案プリントを官憲に沒收され、開會の許可下らず午後一時に至つて漸く議案沒收の儘開會された。當日の議事は次の通りである。

(一)開會の辭(二)議長副議長選舉(三)研究所の活動報告(四)各研究會方針確立の件(五)研究所方針確立の件(六)編輯方針確立の件(七)研究所再組織の件(八)委員改選の件(九)閉會の辭

▲社會思想社——新人會出身者並にその他の優秀なる學徒によつて組織され、從來研究、教育、運動の各方面に亘つて有能なる指導者を輩出せしめた社會思想社は本年一月四日東京學士會館に於いて全同人出席の上年次大會を開催した。

尙同社機關紙『社會思想』は本年一月號を終刊號として一と先休刊する事となつた。同社が昭和三年五月以來編纂しつゝあつた『社會

科学大辞典』は本年五月完成上梓された。

第三章 特殊事件

第一節 日本共産黨事件

日本共産黨は三・一五、四・一六兩度の全國的大檢舉によつて黨幹部、中堅分子並に黨員の大部分を引抜かれ、ためにその組織は殆んど破壊され、黨は全く壊滅せるかの觀を呈してゐた。しかるに本年二月末より引續き行はれた第三次の全國的大檢舉によつて、殘黨員が昨年五月頃より黨の再建を劃策し、同年七月完全に再組織せられ地下に活動しつゝあつたことが明にされた。全國二道三六府縣に及んだこの第三次の大檢舉によつて檢舉されたもの約千五百名で、内四百六十名が治維法違反として起訴せられた。

日本共産黨事件(三・一五、四・一六兩事件)については昭和四年度版並に五年度版本年鑑に事件の内容と裁判の状況とを記述した。今兩事件の裁判のその後の経過と第三次大檢舉の概況を左に摘錄すれば——

第一三・一五事件

【東京】東京地方に於ける同事件被告中黨幹部を除く百十八名(四名免訴)の豫審は昭和四年十一月五日に終結したが、之と分離して同じく東京地方裁判所において審理中であつた黨

最高幹部左記四十名の豫審は本年四月二十八日に漸く終結決定を告げた。

徳田球一▲佐野學▲荒畠勝三▲佐野文雄▲野坂參貳▲北浦千太郎▲杉浦啓一▲志賀義雄▲福本和夫▲門屋博▲松尾直義▲河田賢治▲南喜一▲村尾薩男◆淺野光▲中尾勝男▲平井直▲入江正二▲唐澤清八▲片山峰登▲齋藤久雄▲大島英夫▲中野尚夫▲湊七良▲菊田善五郎▲水野成夫▲喜入虎太郎▲岸本茂雄▲中村義明▲是枝恭二▲内垣安造▲今野健夫▲西雅雄▲水野秀夫▲小西茂國▲渡邊政之輔(死)▲日下部千代一(死亡)▲三田村四郎▲鍋山貞親▲市川正一(年齢、學歴、所屬は前年度版参照)

右のうち死亡せる渡邊政之輔、日下部千代一兩氏に對しては公訴權は消滅棄却となり他は何れも有罪(佐野は新、他是舊治安維持法違反)と決定し、東京地方裁判所の公判に附せらるべきこととなつた。

尙同事件被告は四・一六事件の豫審終結を俟つて兩事件を統一審理すべきことを主張し、布施辯護士を通じて統一審理並に裁判公開を要求したが、當局は東京控訴院に於ける四・一六事件(關東五地方)の統一審理の失敗に鑑み、適用法律の相違と法廷の狹隘とを理由として之を拒否した。かくて東京地方に於ける三・一五事件にかかる公判は來春頃四・一六事件とは分離して宮城裁判長係りにて行はれることとなつた。

東京を除き各地方の三・一五事件にかかる裁判は何れも控

訴公判並に判決言渡を了り、上告審（札幌、函館、旭川の各地の分は昨年中に上告棄却の判決言渡があつた）のみ本年に持越されてゐたが、夫々大審院に於いて審理の結果名古屋地方の分を除き何れも上告棄却となり前審判決が確定するに至つた。之を以て東京以外の各地の三・一五事件被告の刑は全部確定したわけである。

各地方の上告人氏名、上告公判期日並に判決は左の通りで

ある。（括弧内刑期は前審刑）

【長野】上條寛雄（懲役四年）山崎稔（懲役二年六月）二月九日上告棄却

【名古屋】一審の懲役刑が二審で禁錮一年六ヶ月に急轉し検事上告となつた名古屋地方の長谷川民之助他二名の上告審は島田裁判長係り審理の結果二月二十一日原判決を破棄し左の如く夫々懲役に處する旨判決があつた。

懲役三年 長谷川民之助 ▲同二年六ヶ月 竹田角次郎 ▲同上 高井安太郎（以上未決拘留二百日通算）

【新潟】藤田福一（懲役三年）瀧澤要平（同三年）佐藤治（同二年六月）岡田爲二郎（同五年）稻村隆一（同一年、四年間執行猶豫）五月二日上告棄却

尙逃走のため分離された同地方の被告西山武一に係る公判は新潟地方裁判所にて八月十八日及び十一月二十四日の兩日開廷された。【大阪】春日庄次郎（懲役十年）村山藤四郎（同九年）木村京太郎（同五年）五月二十七日上告棄却

尙同事件に關し大阪、京都兩地で起訴され兩地裁判所で別々に判決を受け控訴した熊谷孝雄に對し、大阪控訴院は連續犯と看做して併合審理をなし懲役六年の判決を下したが、上告審に於て大審院は之を違法とし控訴を棄却した。

【京都】常見庸夫（懲役四年）五月二十七日上告棄却

【神戸】近江長五郎（懲役四年）五月二十七日上告棄却

【福岡】愛甲勝矢（懲役四年）十一月五日上告棄却

第二 四・一六事件

四・一六事件と呼ばれる日本共産黨再建運動に加擔して昭和四年四月十六日の一齊檢舉によつて檢舉起訴せられた二百九十五名にかかる治安維持法違反事件は、東京其他數地方の分を除き他は昨年中に豫審の終結決定を見たが、昨年中に公判を開始されたものは札幌、岡山、鹿児島、函館、長野のみで他地方の公判は皆本年に持越されてゐた。今本事件の裁判の経過を所屬裁判所別に見れば次の如くである。

【札幌】控訴公判 昨年十一月判決言渡を了つた札幌地方の事件被告森玄良他九名の控訴公判は昭和五年二月廿五日より札幌控訴院に於て傍聽禁止裡に開廷、三月八日左の如き判決言渡があつた。

懲役七年 森良玄 ▲同五年 深谷作三郎 ▲同四年 島田清作 ▲同三年 松本和三 ▲同二年 河内牛之助 ▲同上 風間六三 ▲同上 菊地直方 ▲同上 松澤徳彌 ▲同上 桂良吉 ▲同上（執行猶豫）曾根原博利

上告 上記森良玄に係る上告は五月三十日棄却の判決言渡があり

前審刑が確定した。

【函館】控訴公判 函館地方の事件被告前田昇治外三名の公判は昨年十二月四日同地方裁判所にて開廷され同月二十一日判決言渡があつたが、その控訴公判は一月二十四日札幌控訴院に於て開廷即日結果審、同月三十一日左の如く判決言渡があつた。(括弧内刑期は前審判決)

懲役五年 前田昇治(懲役五年)▲同四年六月 佐藤七郎治、曾根銀治(各四年六月)▲同二年(四年間執行猶豫)和田嘉雄(一年六月)以上何れも未決拘留百八日通算)

上告 右の前田、佐藤兩人の上告に對し四月二十五日棄却の判決言渡があつた。

【長野】第一審 長野地方の事件被告鶴美京一外十三名にかかる公判は昭和四年十二月十六日より長野地方裁判所にて開廷されたが、本年一月三十日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 鶴美京一▲同三年 市瀬次郎▲同上 村澤平夫▲同上 宮島弘▲同上 北原龜一▲同二年 今井敏造▲同上 小澤勝▲同一 年 小林勝太郎(以上未決拘留百五十日通算)▲懲役二年(三年間執行猶豫)熊谷精一▲同上 坂井正人▲同上 宮澤昌一▲同上 伊藤收一▲同一年六月(三年間執行猶豫)山谷孝一▲同上 藤岡周一

控訴公判 右のうち鶴美外十一名の控訴公判は六月五日より東京控訴院梶田裁判長係り開廷せられ、八月三十一日判決言渡があつた。(病氣の爲分離せられた小林の公判は七月十二日)

鶴美、村澤、宮島、市瀬、伊藤、坂井、宮澤、小林の八名は前審通り、北原は懲役二年(五年間執行猶豫)となり、今井は刑は前審

通りであるが五年の執行猶豫となつた。以上何れも上訴権を拠棄し、鶴美外四名は九月末下獄した。

【新潟】新潟地方事件の公判は一月十五日より新潟地方裁判所にて開廷、二月八日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 山添直(未決拘留百八日通算)▲同二年(四年間執行猶豫)淺沼喜實

控訴公判 右の山添直にかかる控訴公判は五月十六日東京控訴院において赤羽裁判長係り開廷せられた。

【福井】福井縣下の事件被告木下利男に係る公判は一月二十二日福井地方裁判所にて開廷、二十九日懲役四年(未決拘留百五十日通算)の刑を言渡された。

控訴公判 同人に對する控訴公判は六月二十三日名古屋控訴院にて開廷、審理の結果三十日前審通りの判決言渡があつた。尙同人の上告は十一月棄却となり、同月六日下獄した。

【熊本】熊本地方における四・一六事件の公判は一月二十三日熊本地方裁判所にて開始(傍聴禁止)、二月四日左の如く判決言渡があつた。

懲役二年六月 中島辰夫▲同上 松原三夫▲同二年(三年間執行猶豫)木俣豊次

控訴公判 右の中島、松原は直ちに控訴したが、三月七日長崎控訴院に於て何れも懲役二年(杉原は三年間執行猶豫)の判決言渡があつた。

【宮城】仙臺地方に於ける事件被告多田基一外二名に係る公判は第一日一月二十三日、第二日同月三十一日仙臺地方裁判所においてと

もに傍聴を禁止して開廷、二月十六日左の通り判決言渡があつた。

懲役五年六月 多田基一▲同三年 小川登一▲同上 野副重勝(以上三名とも未決拘禁百五十日通算)

控訴公判 右三名の控訴公判は四月十八日宮城控訴院において傍聴を禁止して開廷されたが多田の病氣のため審理を延期し、七月十九日再開、同日結審、八月十五日判決言渡があつた。

多田、小川は原審通り、野副は懲役二年(五年間執行猶豫)

上告 多田基一、小川登一兩名に係る上告は十一月二十五日棄却の判決言渡があつた。

【青森】青森地方の事件被告堀江彦藏外九名の公判は三月三十一日より三日に亘つて青森地方裁判所にて開廷され、四月十二日左の如く判決言渡があつた。

懲役七年 堀江彦藏▲同六年 大澤喜代一▲同五年 松岡辰男▲同三年 秋村鶴一、内山勇、山田儀三郎、藤島良輔、山中勝衛(以上何れも未決拘留百八十日通算)▲同二年 斎藤繁雄(同九十日通算)▲同二年(五年間執行猶豫)油川憲司

控訴公判 右被告中の堀江外四名(内山、松岡、山中は分離)の控訴公判は七月九日、二十二日の兩日宮城控訴院にて開廷、八月六日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 堀江彦藏▲同五年 大澤喜代一▲同三年 山田儀三郎▲同二年 藤島良輔▲同上 斎藤繁雄

分離された内山外二名の控訴公判は九月十日宮城控訴院にて開廷されたが、何れも原審通りの判決を言渡された。

上告 右の八名は全部上告したが、十二月二十二日上告棄却の判

決があり何れも前審判決が確定した。

【茨城】茨城地方事件の浅野勝一他七名の公判は、一月二十七日より水戸地方裁判所にて開廷、傍聴を禁止して三日に亘つて續行され

たが、二月十九日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 山代吉宗▲同三年 小澤雄次郎▲同二年六月 小幡正雄▲同二年 田中うた子(以上未決拘留百五十日通算)▲同二年(執行猶豫三年) 海野勝一▲同一年(同上) 下田正男▲無罪 松島清美

▲同上 井垣次光

同月二十六日検事は浅野を除く七名に對し控訴の手續をとつた。

控訴公判 右の七名の控訴公判は六月二十三日東京控訴院に於て開廷の筈であつたが、同日開廷に先立ち被告山代は新潟、長野、前橋、千葉、横濱等東京控訴院管内の事件の併合審理を要求して出廷を拒否した。裁判長は協議の結果六月二十三日遂に統一審理を許可し、神奈川、千葉、前橋、静岡、茨城の關東五地方の被告三十六名(中二名は病氣のため分離)は十月八日より連續して東京控訴院日下部裁判長係りで審理されることになった。かくして十月八日より東京控訴院に於いて統一審理が開始せられたが、法廷混亂に陥つて審理不可能となつたため、再び分離して各地方裁判所別に審理せられることとなつた、前記五地方の控訴公判の状況は便宜上一括して千葉地方事件公判のあとに記載する。

【群馬】群馬縣下の事件被告朝倉健太郎外七名の公判は二月五日、續行公判は同月二十七日、何れも傍聴を禁止して開廷、三月十日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 朝倉健太郎▲同四年六月 加藤春雄▲同三年六月 岩

崎龜一郎▲同上 關口金藏▲同三年 羽鳥辰之助▲同上 秋山覺太
 郎▲同二年六月 清塚嘉信▲同二年（四年間執行猶豫）梅澤彌七（關
 口は未決拘留二百四十日、清塚は二百十日、他は何れも二百五十日
 通算）

控訴公判「關東五地方控訴公判」の項参照

【神奈川】神奈川地方事件被告藏前光家外十七名の公判は三月三日
 横濱地方裁判所にて開廷、同月十四日迄八回に亘り終始公開の儘公
 判は續行せられた。未決言渡は同月三十一日、刑期は左の如し。

懲役八年 藏前光家（未決拘留百五十日通算）▲同六年 工藤勝行
 ▲同上 多田利一▲懲役四年 碓氷雄三（同上百五十日通算）▲同二
 年六月 丹慶與四郎（同上八十日通算）▲同上 大井菊勝▲同三年
 竹田哲郎▲同上 目黒龜次郎▲同上 内野竹千代▲同上 伊藤幸一
 郎▲同二年 林進▲同上 井手元甚一、山口傳次郎、山口圭次郎▲
 同一年六月 中山幸▲同二年（五年間執行猶豫）小寺實芳、小原公
 助、嬉野滿洲雄

尙執行猶豫の三名を除く十五名は控訴した。

控訴公判「關東五地方控訴公判」の項参照

【靜岡】靜岡地方に於ける増田可一郎外十名にかかる事件の公判は
 三月二十五日より四日間靜岡地方裁判所にて開廷（一般傍聴禁止）、
 四月二十三日左の如く未決を言渡された。

懲役六年 増田可一郎▲同三年六月 松田辰男、佐野一、松下傳
 七▲同三年 山崎光雄、堀田利作▲同二年六月 鈴木善一（以上各
 未決拘留二百五十日通算）▲同二年（四年間執行猶豫）畠藤十、遠
 藤金作、杉浦時次▲無罪 鈴木理作

右のうち増田、松下、山崎、佐野の四名は控訴した。

控訴公判「關東五地方控訴公判」の項参照

【千葉】千葉地方に於ける事件豫審は一月十日漸く終結決定を告げ
 石井大作、佐藤準の兩名は豫審免訴となつたが、他の八名は有罪と
 決定、公判に附せられること、なつた。

豫審終結の結果有罪と決定した實川清三外五名（關口、吉岡は病
 気のため分離）にかかる事件の公判は五月六日より五日間千葉地方
 裁判所にて開廷（傍聴許可）、五月二十七日實川外五名に對し左の如
 く未決言渡があつた。

懲役八年 實川清三▲同七年、大森慎一郎、中西恵光（以上何れ
 も未決拘留期間百二十日通算）▲懲役二年（五年間執行猶豫）細谷
 廣吉、石橋廣吉▲無罪 堀内晃

實川、大森、中西および細谷は控訴した。

【關東五地方（水戸・前橋・神奈川・靜岡・千葉）控訴公判】

右五地方に於ける事件の控訴公判は茨城地方事件被告山代宗吉の
 要求が貫徹して、統一審理と決定し十月八日より二十四日迄連續し
 て東京控訴院日下部裁判長係りで開廷されることになつた。

かくて裁判史上に前例を聞いたといはれる東京控訴院管内五地方
 の事件の控訴統一審理は十月九日東京控訴院日下部裁判長係棚橋檢
 事立會で開廷された。被告總數三十四名（うち横濱關係の伊藤、中
 山は他の事件にて拘束中につき缺席）列席辯護士布施、細迫、松谷、
 三輪氏等二十名であつた。

當日被告は出廷するや法廷において被告會議を開き騒然たる狀態
 の裡に開廷せられた。しかし被告は拘束のため缺席せる前記伊藤、
 中山兩名の出廷を要求して裁判長の氏名點呼に應ぜず、後傍聴を禁

止されるや被告、傍聴人相呼應して裁判長の横暴を糾弾し、法廷は遂に混亂に陥り審理不可能となつて閉廷、翌九日午後不公開の儘再開せられたが、裁判長は統一審理を続ける時は審理は全く不可能となる事を豫想して統一審理を取消し再び分離することに決定せる旨を宣言した。之に憤激せる被告、辯護人は裁判長を忌避の申請をなすに至つた。かくて公判は分離に逆轉し、十月十六日前橋地方事件より凡て不公開のまゝ開廷せられることとなつた。

前橋地方の朝倉國太郎外四名の控訴公判は十月十六日不公開のまま開廷、辯護人は公判の公開と統一審理とを要求したが却下されたので、更に裁判長、陪席判事に對し忌避の申立をなし、被告も之に應じてまた大混亂となつたが漸く審理を進め十八、二十の兩日續行開廷せられた。静岡地方増田可一郎外三名の控訴公判は同月二七、二九、十一月四、五日の四日間に亘つて不公開のまゝ開廷、引續き千葉・茨城(十一月二十八日より十二月三日迄)横濱(十二月八日より十九日迄)と開廷(何れも不公開)され、十二月十九日横濱地方の分十五名に對する辯論終結を以つて東京控訴院管内關東五地方の事件にかかる控訴審は結審したが、判決言渡は來年一月の豫定。

【愛媛】愛媛縣下における事件被告林田哲夫他二名にかかる公判は本年一月松山地方裁判所にて開かれたが、審理の結果二月七日左の如く判決を言渡された。
無罪 林田哲夫、小川重明▲懲役二年(四年間執行猶豫) 矢野一義

(留二百日通算)に處する旨の判決言渡があつた。
控訴判決 同人に對する控訴審は五月三十日懲役二年(四年間執行猶豫)の判決言渡があつた。

【宮崎】宮崎地方の事件被告井上勇夫の事件公判は二月二十八日、三月一日の兩日宮崎地方裁判所にて非公開裡に開廷されたが、三月十四日證據不十分を理由として無罪の判決を言渡された。

【秋田】秋田山形兩地方の事件被告安原謙市外九名にかかる公判は三月四日より二十四日まで五日間に亘つて秋田地方裁判所にて開廷(傍聴禁止)されたが、同月三十一日左の如く判決言渡があつた。

(懲役六年 安原憲市▲同五年 白水實▲同三年 關憲藏、今付秀夫、大月喜市、石口秀一(以上何れも未決拘留百八十日通算)▲懲役二年(執行猶豫五年) 鶴ヶ谷勝次、田中義助▲無罪 秋山直吉、三

浦雷太郎

【控訴公判】兩地方事件被告安原外七名の控訴公判は六月三十日宮城控訴院で矢部裁判長係りにて開始、七月十四日再開廷されだが、被告は同一事件統一審理を要求して退廷し、出廷を肯じなかつたので、裁判長は被告缺席のまゝ審理をすゝめ、同月三十日左の如く判決を言渡した。

(上告 安原憲一▲同五年 白水實▲同三年 石黒周一、大槻喜一、關賢藏、今村英雄(以上何れも未決拘留二百七十日通算)▲同三年 秋山直吉▲同二年 三浦雷太郎(以上未決拘留百三十日通

(算)

【佐賀】佐賀縣下の村岡貞秋にかかる事件公判は二月二十七日佐賀地方裁判所にて傍聴を禁止して開廷、三月十一日懲役三年(米澤拘

方裁判所で柴田裁判長係り金子検事立會、小岩井、佐々木兩辯護士列席の下に開廷された。開廷後間もなく傍聴が禁止されるや、被告は裁判長を忌避し革命歌を高唱しつゝ退廷した。かくて公判は延期となつたが右の忌避は却下されて四月四日再び開廷（傍聴禁止）され、審理の結果四月三十日左の如き判決言渡があつた。

懲役七年 谷健造、松本廣治▲同六年 仁科雄一、長壁民之助▲同四年 影山金光、靈谷竹男、佐野英造▲同三年 柳川敬二、中町彦藏、村山兼吉、岡部忠平▲懲役三年 山邊健太郎▲同上（五年間執行猶豫）山口恒男▲同二年（五年間執行猶豫）○○○○（未成年者）▲無罪 宇田義成

長壁重雄は病氣分離となつた。（十一月十日大阪地方裁判所にて公判開廷）

控訴公判 右のうち宇田他一名を除く十三名の控訴公判は十二月九日大阪控訴院において久保田裁判長係り長谷川検事立會、布施、小岩井氏等數辯護士列席の下に開廷、嚴重を極めた警戒のため一般傍聴者は僅々九名に過ぎなかつた。第一日は開廷間もなく傍聴禁止となつた。以後引續き非公開裡に、被告を三名宛分割して審理をすゝめた、が本年中には未だ判決を言渡すに至らなかつた。

【福岡】福岡地方における前田啓太外十四名にかかる事件公判は三月十七日より二十日迄四日に亘り福岡地方裁判所にて開廷（公開）、四月十日左の如く判決言渡があつた。

懲役五年 前田啓太、辻公雄、中島芳喜▲同四年 村岡健太郎▲同三年六月 村岡不二雄（以上未決拘留二百三十日通算）▲同二年六月山口翠、吉田法晴、西田はる、村田賢吉（山口は未決拘留二百五十

年間執行猶豫）阿部五郎（未決拘留百八十日通算）▲同二年（三年間執行猶豫）河野靜子▲同一年六月（三年間執行猶豫）朝田登美▲懲役一年（四年間執行猶豫）舛添勇、茨木次郎、惣門小太郎

右のうち前田、吉田、中島、辻、西田は控訴、他は服罪した。

尙福岡地方に於いて同事件のため検舉起訴せられたが豫審免訴となつた草野三喜雄に對し検事抗告の結果八月長崎控訴院で豫審免訴決定を取消福岡地方裁判所の公判に附すとの決定があつた。

【神戸】兵庫縣下における事件被告佐野楠弘外十二名の公判は十月二日、四日、七日、八日の四日間神戸地方裁判所にて傍聴禁止裡に開廷されたが審理の結果同月三十日左の如く判決言渡があつた。

懲役八年 佐野楠弘▲同七年 橫山宗三▲同五年 烏越巖、平山貞二▲同四年 山口弘行、山内秀一▲同三年 植田多平、松本史雄▲同二年六月 坂本孝次、澤木善治、中濃正史（以上のうち松本は未決拘留三百日、他は同三百三十日通算）▲同二年（五年間執行猶豫）前田四郎▲同上（四年間執行猶豫）東はつ

右のうち東、前田、山口、中濃を除き他の九名は何れも控訴した。控訴公判は年内には未だ開始の運びに至らなかつた。

【廣島】廣島地方の事件被告未元玄聰外七名の公判は六月二日廣島地方裁判所にて開廷（傍聴禁止）、六月二十日左の如き判決言渡があつた。

懲役三年 未元玄聰、玖島三一▲同二年半 橫野卯一▲同二年林成城（以上未決拘留八十日通算）▲同一年（四年間執行猶豫）平野一、増本政雄、淺田輝美、松本京一

控訴公判 右のうち末元、玖島、横野、林にかかる控訴公判は廣島控訴院にて審理の結果、十月二十二日林は懲役二年（四年間執行猶豫）、他の三名は前審通りの判決を言渡された。

【京都】京都地方において検舉起訴せられた泉隆、大門英太郎、氏

家正人の三名は京都地方裁判所淺沼豫審列席係りで審理せられたが

九月二日豫審終結有罪と決定し、公判に附せられることとなつた。

右三名の事件にかかる公判は十二月八日京都地方裁判所において堀裁判長、松井檢事係り布施、小岩井、色川三辯護士列席の下に開廷され、傍聴は開廷間もなく禁止された。年内には單に第一回公判を開廷し得たのみで判決言渡は來年に持越される事となつた。

【軍隊内】四・一六事件被告中唯一の現役軍人として第八師團軍法

會議に附せられた弘前籍重兵大隊輜重輸卒木村久之助の公判は二月二十四日開廷、審議の結果二十五日懲役三年（未決拘留百八十日通算）の判決を言渡された。

第三 日本共産黨第三次大檢舉

四・一六事件による再度の黨組織破壊の後をうけて昭和四

年五月末田中清玄、前納善五郎、佐藤秀一が共産黨臨事東京地方委員會を組織して黨再建を計る事となり、右三名は同年六月末佐野博と共に黨中央部を再組織、七月上旬埼玉縣菖蒲で第一回ビューロー會議を開き黨は完全に再建された。

同會議によつて決定された黨の組織は左の如し

(一)黨中央委員會(長・田中清玄委員四名)(二)中央委員候補者(向仲寅之助外四名)(三)政治書記局(長・田中、他二名)(四)専門部

(組織部、アヤプロ部、組合部、青年部、婦人部、軍部、農民部、機關紙部、海員部)(五)特別専門部(中央技術局、金策住居部、印刷配布部)(六)地方委員會(東京——長・齊藤武、京濱準備會——長・

加藤定吉、大阪——長・前納、兵庫——長・阿部義美)

再建された黨中央部は千葉、靜岡、山梨、長野、兵庫と轉々移動を續けつゝ黨勢擴張のため積局的活動を行つた。かくて年末には黨員約百名に上つたと云はれてゐる。

昭和五年一月十四日より三日間和歌山縣下に於いて擴大委員會が開かれ、佐野、田中等十名出席の上黨の政治的活動方針を議し總選舉對策を決定した。

黨の活動漸く盛んになりつゝあつた昨年十一月京濱地方に於いて黨員數名の檢舉を見、引續き五年二月二十四日和歌の浦の加藤定雄等三名の檢舉を皮切りに東京、京都を初め全國各地に第三次大檢舉が行はれ黨組織は三度破壊されるに至つた。

この檢舉によつて全國で檢舉起訴された者四百六十一名(内東京百七十三名)で、今回インテリ群殊に三木清(法政)平野義太郎(東大)山田盛太郎(同上)小林良正(明大)氏等の大學生教授連および村山、片岡、中野、立野、林、小林、山田、中本氏等の著名作家が資金供給者として檢舉起訴せられたので一層のセンセーションを惹起した。(本事件は本年二月二十四日記事掲載禁止、昭和六年五月二日解禁)

第三次大検舉による起訴者四百六十一名を加へ日本共産黨事件關係起訴者總數は全國で千三百二十五名となつた。

東京大阪兩地方に於ける檢舉起訴者の氏名並にその所屬團體名は左の通りである。

【東京の起訴者氏名】

昭和四年十月から六年四月までの間に東京警視廳管下で起訴された百七十三名の内譯は共産黨員は五十七名、日本共産青年同盟四十名、資金關係(シン・パサイザ)二十名、その他五十二名でその氏名、年齢、職業、所屬團體別等は次の如くである。

△日本共産黨員

▲新人會田中清玄(二一六)▲同佐野博(二一七)▲日本出版勞組本部書記長佐野英彦(二一六)▲市電氣局屋山田正平(二一五)▲關東電氣勞組勢田淨稻(二一八)▲勞働協議會上田三郎(二二一)同細谷松太(三一)▲東京合同勞組玉木忠治(二一九)▲東京勞組山中定一(二二三)▲東京合同勞組錦織彦七(二一六)▲關東金屬勞組津本賢彦(二一九)▲通信勞組通信事務員森野亥四男(二二)▲同組同永淵安次(二一六)▲同組同東海林勉(二一四)▲同組同池山馬太郎(二一六)▲關東合同勞組職工小關泰(二一五)▲交通產業委員畫家横山模太郎(二一〇)▲旋盤工高橋一男(三〇)▲東京合同勞組山縣繁樹(二一六)▲石廻虎兎榮(二一三)▲關東金屬勞組旋盤工麻生弘(二一三)▲舊勞農黨蓮臺恒治(三〇)▲關東出版勞組高橋政次(二一三)▲東京化學勞組杉山熊藏(二一九)▲勞農黨中部書記小林吉作(二一九)▲齊藤武(二一九)▲東京合同勞組大森峰雄(二一五)▲關東合同勞組染織職工眞穂七(二一四)▲同染職工川崎誠

(二一八)▲日本勞組學生河島實(二一八)▲同組山本久米喜(三五)▲日本勞組、日本勞働組合書記川崎堅雄(二一九)▲關東金屬勞働バリカン製作工山本友久(二一六)▲新人會廣瀬善四郎(二一六)▲日本電氣勞働組合大西太郎(二二一)▲日本勞組小林良市(二一五)▲東京合同勞組吉田平四郎(二一四)▲勞農青年同盟多田留治(二一五)▲關東金屬勞組機械製作工村田巽(二二二)▲勞働組合自疆組合旋盤工佐伯惟元(二五)▲東京合同勞組森田二郎(二二三)放火▲關東出版勞働大山政雄(二一五)▲關東金屬勞働中重喜一(三〇)▲日本金屬勞組東京支部委員程島武夫(二一六)傷害▲海貝刷新會今本文吉(二一六)▲東京合同勞組本所支部調查部長上萩原景雄(二二一)▲東京合同勞組新聞配達夫森田喜子次(二一六)赤戰▲勞働組合佐藤秀一(三一)▲山本忠平(二九)▲小宮山新一(二一七)▲關東金屬勞組石崎千代作(二二二)出版勞組太田哲二(二一四)▲全農製靴工小田切要(二一〇)▲東京皮工組合日本皮革職工阿出川龜次郎(二一四)▲内山千とせ(二一八)▲政獲同盟自動車車掌立見よしえ(二二二)▲東京交通勞組自動車車掌國松てる子(二一四)

•
△日本共產青年同盟

▲鈴木麟三(二一八)▲日本交通勞組鐵道省屋中村次郎(二一七)▲產業勞働調查所關矢留作(二一八)▲東京合同勞組神吉洋二(二一六)▲關東學聯委員長町田敬一郎(二一四)▲學生吉見三郎(二一)▲關東出版勞組有元新平(二二二)▲日本出版勞組仕立職小畠孝一(二二三)▲弓削壽雄(二一四)▲關東出版勞組新聞記者高橋松三郎(二一六)▲山岡義明(二二二)▲鎌木義美(二一六)▲出版勞組店員藤本文枝(二一〇)▲同山田金之助(假名)▲日本勞組緒方涉(三〇)▲學生栗林清作(二一五)▲堅

山利忠(一五)▲朝鮮青年同盟職工金水岩(二三)▲東京朝鮮勞組ガラス職工金雙岩(二二)▲關東金屬勞組柏原實(二二)▲學生鈴木修平(一五)▲日本勞組鄭龍三(一一)▲奧村義雄(二二)▲村瀨溥太郎(一一)▲金屬勞組仕上工飯野英次(二〇)▲新人會鈴木琢二(二六)▲學生久保梓(一七)▲學生島田壽(二四)▲新人會學生澤井哲二(二三)▲官業勞働製圖工吉見成馬(一五)▲河合勇吉(一八)▲全國勞農青年同盟鐵工職清水秀高(一七)▲關東化學產業勞組電球職工角建二(一一)▲脫脂綿職工大野誠四郎(一五)▲學生小竹俊夫(二四)▲同川村統一郎(二三)▲翻譯業渡部清吉(一六)▲關東自由勞組三輪光(二二)▲金屬產業勞組職工古口玉一(一六)▲日本勞組著述業永井恭(一七)▲下鐘奉(二二)▲右藤利久三(一四)▲齋藤次郎(一四)▲東京合同勞組ベンキ職向坂善平(一六)

△無產者新聞並に第一無新

▲大阪印刷勞働田代文久(三二)黨員▲新聞記者桑江常格(一九)黨員▲プロ美術同盟竹本賢三(三三)▲關東消費組合鈴木勇(二三)▲井口一治(一六)▲元福岡合同勞働岩尾家貞(一八)黨員▲新人會泉廣(一八)▲東京合同勞働立花波次(三四)▲學生小野俊郎(二三)▲鈴木安藏(一七)▲プロ美術家同盟畫家用越篤(三九)▲黒田久太(二六)▲江森盛彌(一八)▲日本無產者藝術聯盟林二郎(一七)▲小山宗(一八)▲福田利吉(二四)▲金子英藏(二五)▲高橋勝之(二六)△無產青年同盟

▲日本交通運輸勞組霞上三郎(一七)▲學生島田浪次(二二)▲同大泉八郎(二二)▲同松田重遠(一五)▲同花角四郎(一五)▲同蓑輪郁

房(二三)▲鐵道省屋堀江星二(一五)▲川添隆行(二六)▲學聯婦人部伊久靜枝(二三)▲新田目俊子(一〇)△反帝同盟

▲三浦重直(一五)▲勞農同盟原田耕(一七)

△勞農同盟

▲清水弘(一四)▲勞農黨新黨準備會井汲越次(一八)▲同著述業井上道人(三〇)

△ビヲ撒き

▲日本交通運輸勞働原田三友(一五)放火▲日本紡績勞働東京地方支部書記飯田武雄(一四)▲出版勞働與座恒雄(一七)▲同學生大西健二郎(一四)▲同石川克巳(一五)▲東京朝鮮勞働組合ガラス職工李義錫(一五)▲同ガラス職工金斗鎔(一九)▲同ガラス職工林澈變(一五)▲大衆黨高橋吉雄(一三)▲大衆黨砂森光(一三)▲東京合同勞組田中羊二郎(一五)▲古川苞(二六)▲全協日傭業工藤日鑑時(一八)▲遞信局事務員大久保兼彦(一七)▲同鹿島虎彦(二三)▲同入江芳助(一七)▲同野田義男(一五)▲上田武行(一四)▲遞信省屋杉橋精之輔(二五)

△シン・パ・サイ・ザ・

▲三木清(三五)▲平野義太郎(三五)▲東大助教授山田盛太郎(三五)▲明大講師小林良正(三四)▲產業勞働調查所日大講師井波卓一(三一)▲プロ作家同盟著述業後藤壽夫(一九)▲藝術家聯盟小說美術家村山知義(三一)▲プロ作家同盟著述業小林多喜二(一九)▲日本プロ作家同盟著述業立野信之(一九)▲無產者藝術團體協議會

著述業山田清三郎(二七)▲全日無產者藝術聯盟著述業中野重治(三〇)▲ナップ戰旗社著述業壺井繁治(三五)▲舊勞農黨員會社員曾木克彦(一七)▲宇都宮德馬(一六)▲大河内信威(三〇)▲鑿師滋賀秀俊(二一)▲ナップ救援會太田慶太郎(一六)▲藝術團體協議會畫家永田一條(一九)▲大村英之助(一七)▲日本紡織勞働組同盟中本たか子(一九)

【大阪地方に於ける起訴者氏名】

△二月事件【五十三名】

▲無職、前納善四郎(三〇)▲印刷工、向仲寅之助(三〇)▲無職、加藤定吉(一八)▲電氣工、服部麥生(一七)▲硝子工、木下俊郎(二四)▲無職、小宮山ひで(一四)▲勞働組合書記、高山與四郎(二五)▲鍛冶工、楠山通(三一)▲勞働組合役員、福地三郎(一〇)▲無職、山本春義(一六)▲硝子工、前川幸吉(一六)▲無職、井口武雄(一五)▲學生、今野喜男(一四)▲小說家、片岡鐵兵(三八)▲關大講師、辰巳常世(三三)▲學生、阪本眞(一四)▲學生、西村欣次郎(一七)▲紡績修理工、衣川重雄(一三)▲元紡績工、神代卯平次郎(一八)▲紡績修理工、久保田恒雄(一〇)▲鑄物工、長田晋一(二五)▲無職、林吉次(一二)▲劇場背景係、荒島鶴吉(三四)▲寶塚音樂學校教師、須藤五郎(三五)▲印刷工、小西敏(一六)▲鍛冶工、山口政男(一四)▲學生、梶本恭次郎(一三)▲山口銀行員、池田博恭(一五)▲硝子工、宮城朝眞(一五)▲硝子工、福地友章(一三)▲無職、鈴木かつ子(一三)▲計算器製作、宮脇藤一(一五)▲郵便集配人、小倉溫自(一四)▲鑄物工、松永英雄(一八)▲學生、奥田平

(一一)▲學生、浦川善勝(一一)▲學生、板野善郎(一六)▲學生、階戸義雄(一四)▲文撰工、森山清(一一)▲畫工、丹羽道雄(一四)▲學生、渡部政雄(一五)▲學生、齊藤英二(一四)▲學生、北井茂(一四)▲學生、小倉倉一(一三)▲學生、能勢正七生(一五)▲學生、藤岡秀次(一七)▲學生、上野達也(一二)▲無職、藏下政雄(一五)▲學生、原口登(一五)▲學生、三羽嘉彦(一五)▲學生、馬淵薫(一八)▲浪速中學教諭、筒井雅男(一四)▲全協金屬勞働、吉田昇(一一)▲浪速中學教諭、筒井雅男(一四)▲全協金屬勞働、吉田昇(一一)▲浪速中學教諭、筒井雅男(一四)▲全協金屬勞働、吉田昇(一一)

△軍隊細胞【二名】

▲豫備役砲兵一等卒、浦田勝次(一四)▲元野砲兵第四聯隊幹部候補生、松竹一郎(一三)

△新聞事件【五名】

▲全協化學勞働、姜文錫(一六)▲全協金屬勞働、小野四郎(一一)▲無青責任者、左山貞雄(一一)▲全協化學勞働、金文順(三八)▲全協金屬勞働、桑原英武(一〇)

△海上共產黨【四名】

▲元船員、山下登(一四)▲元船員、稻田敏夫(一五)▲船員、福田高一(一九)▲船員、尾崎重春(一四)

△中電事件【五名】

▲元廣島中電通信書記、山下重(一三)▲大阪中電書記補、宮川渡(一六)▲大阪中電書記補、藤原敬三(一四)▲大阪中電書記補、烏田藤吉(一三)▲大阪中電書記補、安田芳治(一一)

△赤色救護會事件【二名】

▲無職、松田勝廣(二四)

右の事件に關し本年中に公判が行はれたのは和歌山地方のみであつた。

利歌山——和歌山地方の共産黨事件被告田島善行(二七)赤路友藏(二七)島清生(二三)——和歌山紡織聯合労働組合員——の三名による治維法違反の公判は十二月四日及び十三日に和歌山地方裁判所にて、傍聴禁止裡に開廷、十二月二十四日左の如く判決言渡があつた。

懲役二年(未決拘留百五十日通算)田島、島▲同上(五年間執行猶豫)赤路

第二節 その他の事件

一 樺太共産黨事件

本年六月一日樺太廳落合、豊原、留多加、大泊の各地に於いて共産黨事件被疑者四十三名檢舉せられた。中森幸吉外十

二名起訴、八月十九日豫審終結、左の十三名は治安維持法違反として樺太地方裁判所の公判に附せらるゝ事となつた。

雜誌記者、森幸吉(一五)△元官吏、中島秀雄(一八)△豊原役場技手、稻垣文矢(二七)△吉田茂(二二)△川口太治(二四)△大森數夫(二三)△通信事務員、龜岡みつえ(一〇)△青山年見(二八)△樺太廳

雇、平野宣光(一一)△職工、石井三郎(三六)△會社員、天野四郎(一五)△藥局員、宮里正治(二二)△小杉哲(二四)

(一五)△薬局員、宮里正治(二二)△小杉哲(二四)

事件の内容として傳へられテ左の通りである。

リーダー森幸吉は青山、石井、中島等と本年二月頃より樺太共産黨組織を創策しつゝあつたが、三月『北方文藝』を創刊し之を機關誌として平野、稻垣を一味に加へ、五月樺太共産黨を組織する事となり、落合、大泊、留多加等より代表者集合の上近く黨結成を約し、日本共産黨の綱領を實行する事となり、直ちに細胞組織に移り、今鳥バルプ製紙工場、各官廳、通信機關に喰入つて細胞組織を確立せんとして檢舉を見たものである。

同事件の公判は九月二十三日樺太地方裁判所にて傍聴を禁止して開廷、十月四日左の如く判決言渡があつた。

▲懲役三年 青山、石井、森、平野▲懲役二年八ヶ月 中島▲懲役二年半 川口、大森、稻垣▲懲役一年(四年間執行猶豫) 小杉、天野、宮里、吉田、龜岡(以上未決拘留六十日乃至九十日通算) 右のうち稻垣、平野、大森、中島、川口の五名は控訴した。

二 朝鮮共産黨事件

大正十四年京城に於いて組織せられた朝鮮共産黨及びその姉妹團體たる高麗共産青年會日本部は昭和二年春黨員朴洛陽が内地分局及高麗共産青年會日本部は昭和二年春黨員朴洛陽が内地に入つて組織したもので、朴は責任秘書の下に宣傳部、組織部を置き、東京、大阪、京都の三區を設け各地に數人一團の

ヤチエーカを作り内地在住の朝鮮人大衆の獲得、組織確立を劃策しつゝあつたが、昭和三年秋大禮直前にビラを撒布したため同志三十名の大檢舉を見るに至り、次で昭和三年八月の日韓併合紀念日及同年九月一日の震災紀念日に於ける不穏計畫のため東京大阪の再度の大檢舉となり前記日本總局並に日本部は破壊された。

昭和四年二月末殘黨員は京阪地方に於いて高麗共產青年會の再組織を計つたが、六月京城に於ける共產黨檢舉によつて暴露され各幹部は京都及京城で檢舉されるに至つた。

右の事件により治安維持法違反として東京地方裁判所に起訴せられた者は第一次檢舉によるもの宋昌灑外二十九名、第二次檢舉金宗訓外九名計四十名で、第一次檢舉者三十名の豫審は同地方裁判所にて本年七月十五日終結決定、三十名は全部有罪と決定し東京地方裁判所内の公判に附せられた。

右の公判は五年十一月二十九日傍聽禁止裡に開廷された。

被告は朝鮮共產黨の統一公判、裁判の公開等を要求したが拒否され一人宛分離して審理を開始された。年内には未だ結審とならず、判決言渡は來年に繰越された。

第四章 學生運動

本年度に於ける學生運動は昨年に比し量に於いても質に於いても著しい發展を示してゐる。青年同盟、反帝同盟、モツ

プル等の學生層への進出に伴つて本年に於ける學生の左翼運動は當局の例年の峻厳な彈壓にも拘らず却つて例年よりも活動を呈してゐる。選舉鬭爭同盟の校内に於ける活躍、京都諸学校に於ける學生共產黨事件、金澤第四高等學校に於ける反帝同盟事件等は學生左翼運動の進展を物語る一例であらう。

經濟的不況の深化は更にまた學生大衆の自治運動をも發展せしめてゐる。學生騒動事件は昨年末より本年にかけて頻發し、本年はその數に於いてレコードを作つたと云はれてゐる。而もその内容は學校經營の營利主義化反対、月謝値下要求、學友會解散要求學生消費組合の公認要求等經濟的負擔の輕減を目的とせるもの多く、現下の經濟情勢を鮮明に反映せる事を本年度に於ける學生自治運動の特色としてゐる。そしてそれ等の學生運動は、官憲の干渉、左翼分子掃蕩主義、指導者極刑主義等の當局の強壓方針によつて必要以上に深刻且陰惨ならしめてゐる。

一 學聯事件

京大事件と呼ばれる學生社會科學聯合會に關する舊治案維持法違反事件の控訴公判は昭和四年末に結審となり、五年十二月判決言渡があつた。言渡を受けた被告二十一名（東京地方の共產黨關係者は分離）中後藤壽夫外九名は上告して、大審院刑事第四部西郷被判長、溝淵檢事係りで審理の結果本年

五月二十七日上告棄却の判決言渡があつた。之をもつて東京共産黨關係者を除く學聯事件被告の刑は凡て確定したわけである。上告人氏名並にその前審判決は左の通りである。

(尙學聯事件については昭和一、三、四、五年度版本年鑑參照)
懲役六年六月 慮谷孝雄▲禁錮二年 後藤壽男、鈴木安藏▲同一
年六月 上村正夫、蓮臺恒治、大浦梅夫、黒田久太、原田耕▲同一
(五年間執行猶豫) 武藤丸楠▲同一(二年間執行猶豫) 内海洋一

二 京都學生共產黨事件

四・一六の大檢舉によつて壊滅に瀕してゐた日本共產黨の再建運動が着々として進捗しつゝあつた昭和五年二月政府は第三次の全國的大檢舉を行つて、單にその中心勢力のみでなく、黨の外廓および更に單なる同情者をも襲つて三度黨組織の撤底的な破壊を企てた。昨年一月末より約半歳に亘る搜査によつて表面化されるに至つた京都帝大、三高、同志社大學、同高等商業、京都府立醫科大學、龍谷大學、立命館大學、同志社女子專門學校等の各校の左翼學生の謂所學生共產黨事件も一月事件と呼ばれる第三次共產黨事件の重要な構成部分をなすものである。

昭和五年一月十五日のローザ及びリーブクネヒト遭難記念日を期しての「鬪爭週間」に於ける京都市内各校への宣傳ビラ撒き、一月下旬及び二月十九日の京都内外、山科方面の學

校、工場地帶へのビラ撒きから上記各學校學生生徒百五十四名の檢舉(中九名起訴)を見るに到つた。取調の結果日本共產黨各機關の學生層の植培、左翼勞働組合およびそれ等の機關紙と連絡をとつて學校、工場、農村に宣傳をなし、黨組織の擴大強化を圖らんとした事實があつたと云ふ。

同事件は昭和五年二月五日記事掲載を禁止され、六年五月二十日解禁となつた。今事件の内容と稱せられるものを表記すれば左の通りである。

(元三高生草野悟一を中心とする前記各學校學生々徒による運動)

一、昭和四年三月草野悟一最高責任者となり共產黨並に日本共產青年同盟本部と連絡をとつてそのフラクション無產青年社京都支局を確立、各學校班、工場班、農村班を組織し宣傳を開始、五年一月二十六日本部より「ピラ鬭爭」の指令を受けて各班に動員指令を下し、各學校および市電車庫、京都瓦斯、鐘紡其他の工場にビラ撒き。

二、草野及び京大學生二名は四年六月頃より共產黨機關紙第二無產者新聞京都支局を再組織し、同時に草野は全責任者となつて前記各校に第二無新學校班を組織し、班員數名乃至三〇名を置いた。

三、右組織の後無新本社、同大阪出張所、大阪勞働組合北支部、大阪木材組合と連絡をとり、京都市内を五地區に別ち、地區委員會を設置して前記各校の他鐘紡、日本電池、遞友同志會および其他の工場、農民團體と連絡をとつて配布網の擴大を圖つた。

四、四年十月より五年二月に至る間第二無新防衛基金募集運動をなし、同期間に三回に亘つて帝大、三高、同志社學生より約百五

○圓募集。

五、新労農黨樹立反対運動の裏面に策動(四年八月頃)

六、交通労働者共産組織化運動。

七、戦旗社及びプロレタリア科学研究所などとの連絡。

(京都帝大生長谷川茂、寺尾一幹、船橋正直、香川信男、榎原豊、

山田新三郎、山下良治を中心とする運動)

八、五年一月香川、山下等二十餘名京大内に反帝同盟京都支部準備會を組織し、陸軍紀念日の前夜三月九日に左翼諸團體と呼應して行動班を動員し軍隊、鄉軍、青訓の集合所たる深草練兵場、二條離宮其他に反帝宣傳ビラを撒布。

九、解放運動犠牲者救援會京都支部の組織(京大——三年十月頃より、山田等約十名。三高——四年一月より、中谷英一外約三十名)十、京大學生等の共産黨財政支持(長谷川、寺尾其他は五年一月京大生四名、三高生一名、其他一名より合計約二千圓を提供せしめ黨財政の支持に充てた)

十一、寺尾、長谷川は黨技術部の指令によつて活動し、京大生坂野、山田、山下、香川、榎原等と共に四年十二月京都府下學生の共産主義運動の最高指導部「學生グループ」を組織し、その指導下に無新、無青、反戦、R.S.、モップル、S.S.等の左翼各フラクションを置いた。各フラクションのメンバーは、京大約八十、三高三五、同志社五〇、府立醫大五、其他龍大、京都女專、同志社女專等に少數。

此の事件に關して、一月末のビラ鬭争を發端に檢舉された學生は百五十四名で、何れも京都府特高課で取調の上檢事局

に送致されたが、その大部分は釋放又は起訴猶豫となり、指導者たりし下記八名のみが五月下旬に治安維持法違反として京都地方裁判所に起訴された。被檢舉學生を學校別に見れば次の如くである。

學校名	檢舉取調 人員數	司 法 處 分		釋放
		起訴	起訴猶豫	
帝都帝大	空	八	三	三
第三高校	二	一	一	一
同志社大學	五	一	一	一
府立醫大	四	二	一	二
龍谷大學	二	一	一	一
同志社高商	一	一	一	一
同志社女專	一	一	一	一
その他	四〇	一	一	一
計	一四五	九	九	三九

(京都府特高課調)

五月二十七、八兩日に京都地方裁判所に起訴された學生の氏名左の如し。

△京大經濟學部二年生(學生グループ、共産黨財政支持)

長谷川 茂(一二二)

△同上(學生グループ、京大無新班、共産黨財政支持)

寺尾 一幹(二二三)

畠橋 正直(二七)

△同上(無青京都支局前責任者)

山下 良治(一一一)

△京大法學部三年生(元反帝同盟京大責任者) 香川 信雄(一一四)

△京大文學部三年生(學生グループ、R S聯盟責任者)

榎原 豊(二三)

△京大經濟學部三年生(モツブル京都支部責任者) 山田新三郎(一一四)

△元三高理科生(無新京都支局責任者) 草野 悟一(二五)

(京大文學部二年生坂本眞は大阪で起訴。草野は五月二十八日起訴。

香川は十月死亡)

三 社會科學運動

各大學専門學校に於ける學生社會科學研究會は一昨年當局の彈壓によつて禁止解散を命ぜられ、彈壓の手は更に多少とも思想的色彩を有する雄辯會、新聞部等に迄及ぶ峻嚴振であつたが、根強く學生層に侵潤してゐる此種運動は彈壓と威嚇とによつて芟除されはしなかつた。昨年もまた本年も破壊せられた校内研究會を再建せんとする運動は各校に於いても企てられてゐる。而も地下に更生せる秘密研究會、讀書會の活動は單に字義通りの讀書、研究の範圍に止まつてはゐなかつた。更生日本共產黨の働きかけに呼應して、ナツブ、モツブル・反帝同盟、青年同盟等と連絡をとつて、それ等の團體の學校班を形成し、學友會大會、學校騷擾事件など機會ある毎に會員網の擴大に奔命した。啻に學生層の組織とその擴大強化とを企圖したのみではない。更に工場、農村への侵透をも

もつても知り得る如く、本年の學生左翼運動は、善導諸施設、嚴罰主義、赤化學生の入學禁止方針並に左傾學生掃蕩主義の採用等々の種々の防遏對策にも拘らず激増擴大されてゐるのである。この事實はこの種の運動が如何なる防遏對策によつても到底絶滅し得ざることは勿論、その氣勢を殺ぐことすら不可能であるといふことを雄辯に物語つてゐるのではないであらうか。

本年中に行はれた學生社會科學運動にして、官憲の檢舉取調を見るに至つて表面化されたものゝみでも二十件餘に及ぶ有様である。うち治安維持法違反として起訴されるに至つたものは京都學生共產黨事件外四件、起訴學生約二十餘名に上つてゐる。左に本年中に行はれた運動中主なるものを列記すれば(京都學生共產黨事件は本章「二」に掲げた)

一月十一日高知高等學校 昨年末東京の左翼組合と連絡をとつて高

知左翼労働組合を組織し、『無新』其他の禁止文書を配布し、高校學生寮、郵便局、土佐バス、土佐セメント會社等にアヂビラを撒布して檢舉せられた高知高校生宮上繁馬、元同校生堀江、竹村其他三名は十三日檢事局に送致された▲弘前高等學校生徒九名、校外同志と研究會の組織、宣傳ビラの印刷撒布計畫。十六日檢舉。三月三日右の九名及参考人として召喚された生徒八名は放校其他の處分を受けた▲姫路高等學校生徒二名、十七日縣立龍野中學校にアヂビラ貼布。二月七日放校▲仙臺高等工業學校生徒五名、研究會を組織。一月末縣警察部に召喚取調を受けた▲京都帝大學生五名、十七日校内に無產青年社のアヂビラ貼布。二月二日檢舉（「京都學生共產黨事件」）參照）

二月——東北大醫學部學生一名、二高文科生徒二名、研究會の復興企畫、宣傳ビラ撒布で四日檢舉。七日同事件で東北大法文科學生三名、二高文科生四名檢舉。▲第四高等學校生徒中井榮一他三名、富山市外ラミー紡績會社爭議に參加、並に一月十日入營日に金澤市内で反軍國主義のアヂビラを撒布。二月十日檢舉、十五日富山憲兵分隊にて取調。

三月——山形高等學校生徒三名、校外同志十三名と研究會を組織。三月三日檢舉▲水戸高等學校生徒十三名、校内左翼運動組織の結成、宣傳ビラ撒布。十日檢舉、五月三日處分（停學及戒飭）▲第八高等學校文科生濱田達也外十名、愛知醫大生米澤進外三名、名古屋高等商業學校生徒三名、研究會の組織、選舉鬭爭學生同盟の組織、宣傳ビラの貼布。十四日檢舉▲福岡高等學校生徒七名、研究會を組織。二十日放校其他の處分。

四月——十一日山形高等學校教室に無產青年同盟への加入勧誘ビラ貼布▲姫路高等學校生徒二名、社會科學の研究。退學▲富山高等學校文科三年生三十名、讀書會を組織。二十三日檢舉取調、五月二十七日退學其他の處分。

五月——第四高等學校文科生三名は二十六日海軍紀念日の催物として金澤市練兵場に造られた模造軍艦に反帝スローガンを掲げた文書を貼付して三十日同市廣坂署に引致され取調べを受けた。他の校内同志との讀書會の組織、モツブル及反帝同盟への參加等々のためで、七月末更に同校生三名檢舉せられたが被檢舉者六名中四名は八月遂に起訴せられた。九月學校當局は右六名を放校處分に付した。

六月——北海道大學々生二名其他關係學生八名（以上何れも朝鮮人學生）十七日檢舉。研究會を組織、モツブルへ參加、無青學生班の組織計畫。リーダー格の右の二名は二十日送局、取調べの結果八月八日起訴猶豫と決定▲三重高等農林學校生徒二名、二十一日同校内及び縣下各地工場への宣傳ビラ撒布に關係。二十八日諭旨退學▲松山高等學校生徒中道嘉一、森茂松、龜井賢二郎の三名は校内に共產黨細胞組織を作り、同校にストライキ勃發せる前後に、組織の擴大強化のため策動して檢舉され、治安維持法違反として松山地方裁判所に起訴されたが、十二月二十七日豫審終結の結果有罪と決定、同地方裁判所の公判に附せられることとなつた。尙同事件に關與せる同校生徒十七名は七月八日學校當局によつて夫々處分せられた▲新潟高等學校生徒六名、二十九日檢舉。同市内各新聞社印刷工場にアヂビラを撒布。右に關聯して新潟醫大生二名八日檢舉。

七月——弘前高等學校生徒一名、共產黨關係の禁止文書の配付に

關與して九日檢舉された。

九月——松本高等學校生徒二名思想問題(内容不明)にて檢舉。十一月右二名放校、連類者十六名を退學其他の處分▲長崎醫科大學藥學専門部學生三名、同學部學生十數名と研究會を組織して十二日檢舉。

十月——第四高等學校理科生徒五名、金澤市錦華紡績株式會社工場ヘアヂビラを撒布して十九日檢舉された。取調の結果反帝思想宣傳其他校内秘密結社組織の事實ありとし五名とも治安維持法違反として十一月十三日起訴された。同事件は八月同校文科生四名の起訴を見たる本年五月の反帝同盟事件と關係あるものゝ如く(豫審中記事掲載禁止にて詳細は不明)、十一月九日更に同校理科生六名を檢舉取調べ、中二名は十二月四日起訴收容せられた。起訴學生七名は十二月十三日放校處分に付せられた▲小樽高等學校および小樽市内各中等學校に宣傳ビラが撒かれた。

十一月——東北帝大法文科學生二名、二高生十四名、讀書會組織、仙臺機關庫へのアヂビラ撒布、交通勞働組合組織の計劃をなして檢舉されたが、取調の結果右のうち北大法文學部二年生宮田金男(二四)および二高文科三年生遠藤義光(二三)の兩名は十二月十三日治安維持法違反として起訴收容された。二高當局は事件に關與せる二名を夫々處分した(放校一、諭旨退學二、其他九)

十二月——二十日廣島高等師範學校の各教室、圖書室に社會科學研究のアヂビラが撒布された。

四 學生自治運動

學生の自治運動も亦本年に入つてその數を増した。本年は學校騒動の數に於いてレコードを作つたと稱せられてゐる。今資料の存するもののみについてみても、本年中に行はれた學生自治運動と目すべきものは約五二件であり。うち同盟休校にまで進展したものは三二件に上つてゐる。而もその運動は校内外の左翼分子の指導の有無を問はず、級單位の統制、盟休本部の設置、校舍、學生寮の占領、管理若しくは籠城等労働爭議より學び得た新戰術の移入によつて整然たる統制を示せる點に於いて從來のものに比し一段の發展を遂げてゐる。と同時に日本大學、關西大學、明治大學、三高、早大其他多くの騒動に見られたやうに學校側は盟休を労働爭議視して直に官憲にその取締方を要求し、制私服警察官の盟休侵入が行はれたことを本年度學校騒動の特徴とする。かくて學生側は秘密移動盟休本部の設置、第二次乃至第三次の實行委員の選定などの方法によつて指導部の檢束による盟休團の壊滅を防止するに到て運動は必要以上に深刻且陰惨ならしめられた。更にその陰慘の度を増さしめてゐるものは昭和四年末以來文部當局の採り來つたところの不穩分子掃蕩主義である。當局は學生自治運動の多くを左翼學生の策動に基くものと見て官憲の援助を仰ぐ一方騒動事件の中心指導者を極刑處分に付する方針を探り來つた。昭和四年十一月以降一年の間に騒動を起せる學校數は三〇校に上り、その結果謹責以上の處分に付

せられた學生の數は六百（左翼運動による被處分學生をも含む）を越えると云はれてゐる。

學校騒動の頻發に悩んだ文部當局、官私立學校長等は本年中に何回も之が對策を協議してゐるが、騒動を誘發する直接間接の動因が排除されぬ限りあらゆる彈壓、あらゆる協議にも拘らず學校騒動は尙擴大され且つ深刻の度を増してゆくであらう。

もとよりどの盟休事件も單純に單一の原因より發生したものと考へるものではないが、本年中に行はれた學生の自治運動資料の存する五二件を原因別に見れば大略次の如く分類し得る。

- 一、學校經營內容改革要求
 - 二、授業料値下要求
 - 三、學友會解散（及び選手制度廢止）要求
 - 四、學生機關紙發行停止及研究會解散反對
 - 五、寮自治要求
 - 六、學生處分緩和嘆願
 - 七、教職員排斥若しくは留任要求
 - 八、雜
 - 九、不明
 - 計
- （括弧内數字は同盟休校數を示す）
- 是によつてみれば學校經營の營利主義化、經濟的不況によ

る父兄貧窮化によつて生じた學生の困窮および經濟的不況に伴ふ深刻なる就職難等經濟的不況に基く學生思想の尖銳化を主たる原因とみることが出来るであらう。

今本年中に行はれた此種の學生運動を原因別に列記し、その重なるものゝ經過を左に略記する。

一、學校經營內容改革要求

京北高等齒科醫學校（二月二十七日盟休）要求事項——校組織の變

更、校舍改築、三教員更迭其他▲遠江商業學校（四・一四盟休、六・七一一二二再盟休）經營組織の改革▲同文書院（六・六一一一六）學生活會決議文を校當局に提出、書院刷新改革、十六日決議文撤回▲大谷大學（六・一〇一一二七）學校對經營者東本願寺本山間の確執より十二日五五教授總辭職、全學生總退學とまで進展したが、二十三日本山教授團の調停なつて教授團は辭表を撤回した。然るに學生側は教授團の糊塗的妥協に反対し、二十四日學生大會を開き當局排撃、抗爭を聲明した。二十七日先輩の勸説を容れることとなつて解決▲岩手醫學專門學校（七・一一一二三盟休）實習實驗設備改善、圖書標本の充實其他、十七日盟休參加學生全部無期停學、二十三日學生側謝罪文を校長に提出して解決▲佛教專門學校（七・三）學生大會を開き良教授選定、制服の統一、補缺及合併授業の廢止其他を要求、四月總停學、八日解決▲京都聖峰中學（七・一四盟休）十五日七名除名▲日本女子大學（一〇・一九一一二五盟休）經濟的不況による經營困難のため昇格を目的に四年前新設せる大學部並に高等學部の昇格實現不可能となり、兩學部の廢止を秘密裡に申請せることが暴露され、廢止反對の兩部在學生二百餘名は、豫算、收支決算並に經濟狀態の

説明を求むる質問書を提出して十九日より盟休に入つた。二十二日四教授の斡旋にて調停なり、學生側は廢止を承認すると同時に學校當局は廢止理由の釋明、在學生の大學生卒業の保障其他八項目に亘る學生側の要求を承認して二十五日解決▲關西學院（一二）十六、七、八の三日間學生大會を開き、昇格促進要求を決議、決議文を院長に提出した。

一、授業料値下

日本大學豫科・工學部（五・二六一一六・二二三盟休）専門學部夜間部學生二千名は二十六日夜學生大會を開き授業料三割値下、手數料の廢止、校友會費撤廈、休講反對其他を決議し二十七日より盟休に入つた。二十八日工學部並同豫科學生一千名盟休、要求事項——學校設備の充實、學監排斥、學友會公認其他。二十九日豫科文科晝夜間學生二千五百名盟休參加、要求事項學校經營の營利化反對、授業料値下其他。學校當局は之に對し指導學生の處分（被處分學生三四）警察の援助要求等高壓的態度を以つて臨み却つて學生側を硬化させつゝあつたが、六月十四日午後校庭に開かれた豫科學生大會は、大學部本校への侵入に對する學校側の強力的妨害より亂闘となり、學生側二十名の負傷者を出した。十六日警官包圍の中に再開された同科學生大會も、本校講堂へテモで押出しため之を阻止せる警官隊と亂鬭に陥り學生四十名負傷、約二十名検束された。かく事態が悪化せらるため文部省より嚴重なる警告が發せられた爲十七日學校側は遂に値下以外の諸要求の大部分を容れて豫科盟休事件は漸く解決。工學部學生は解決方を理事に白紙一任し二十三日盟休團を解散した▲法政大學（五・三一）授業料値下ビラ貼布、學生七名

檢舉▲早稻田大學（六月）二十五日全早稻田自治學生會の名で三割値下ボスター數百枚貼布。同日第一高等學院辯論部講演會に値下ビラ撒布▲關西大學專門部（及附屬第二商業）（六・二〇一一二八盟休）二十日學生大會を開き三割値下、經營改善其他を決議し學長に要求、二十五日要求拒絶にあひ盟休に入る。指導學生の檢舉（十八名）、退學處分（十九名）、辰巳經世講師解職など官憲と共同戰線を張れる學校側の彈壓のため、遂に校舍放火未遂事件を惹起せる程事態は惡化したが、二十八日學生監の設備改善其他四條件貫徹保障によつて解決。第二商業は學部と同時に三割値下、月割分納其他の要求を提出、二十四日より一週間臨時休校、十三名退學、七月一日開校▲明治大學（一一・八一一二・一八）八日學生大會は三割値下、寄附金募集及手數料廢止、學生消費組合公認等九項目を決議要求し、授業繼續の儘貫徹運動に入つたがやがて事實上の盟休となつた。其間官憲の大會阻止のため十數名の被檢束學生を出せる事二回。實行委員十三名は放校、十餘名は停學處分を受けた。紛擾四十日餘十二月十八日學校側は値下要求に對しては一割値下を前提として豫算切詰を贅ひ、其他の要求の大部分を承認して解決▲大倉高商（十二月）一日三割値下、會計公示其他を要求、學生委員十二名退學、十二日より盟休、尙十二日の學生大會は侵入警官によつて阻止された。

三、學友會の解散及び選手制度廢止要求

九州大學（六月及び十一月）六・一四辯論部主催學友會存廢問題討議大會（不許可）、二十三日法文科普通會員大會に解散嘆願書提出を決議、十一月二十日同書を總長に提出したが却下、二十九日解散要求

書（理由一一一、學生の生活窮乏二、選手其他少數學生の專用に歸し居る事三、改善並に大衆化の不可能四、負擔過重）を提出したが受理されず、十二月十六日の批判演説會は不許可、十七日大會開催の要求書は不受理となつて終る▲京都大學（一一二八）法經兩學部學生三百名大會を開き學友會即時解散、學生消費組合公認等を決議し學生課にデモで押かけ二名檢束▲山口高等學校（十一月）十九日盟休して選手制度廢止を決議し當局に要求、當局の要求により二十日大會再開、再投票の結果三二七對八二の多數にて廢止と決定、當局は投票の結果を承認して遂に廢止と決す。

四、學生機關紙（並に誌）發行停止及び研究會解散反対

浦和高等學校（六・二一一二八盟休）學生新聞『浦高時報』に無檢閱記事掲載の廉で發行停止、執筆學生二名停學を命ぜられたゝめ學生は二十四日發行停止反対其他四項の要求を掲げて盟休、二十八日學校は發行停止を緩和する事を約して解決、中心學生二十名は無期停學を命ぜられた▲七高『七高文學』（六月）、小樽高商『北方文藝』（十二月）は解體若くは發行禁止を命ぜられ學生の復活運動が行はれた▲早稻田大學（五月）早大唯一の急進研究會たりし『近代文藝研究會』は十四日解散を命ぜられ、會員學生は『反對共同鬭爭委員會』を組織して解散反対運動をおこした。

五、寮自治の要求

第三高等學校（七・三一一〇）今春來學校當局の採り來つた校風改革に反対せる學生は三日生徒大會を開き一、寮非自由化反対二、代表會議の自主化三、保證教授制度撤廢其他を決議し、要求が一蹴されると同時に全生徒の八割弱約七百は寮に籠城して盟休を決行、

校門の占領、校内の管理を行つた。學校側は五日より十一日まで臨時休校を行ふと同時に九日に至り警察の援助を得て高壓的に盟休團に寮退去を命じ之を解散せしめた。統制委員二十六名除名、十四名停學、參加學生全部謹慎の處分に付せられ學生側の慘敗に終つた。

六、學生の處分緩和歎願

浦和高等學校（二月）放校處分反対、校長の自決要求▲高松中學四年生（一・二八一—三・二一盟休）退學生の處分輕減要求▲龍谷大學（四一）退校生二十五名の復校要求運動▲京北高等齒科醫學校（六・一四一一七盟休）校友會費に絡る當局の違約を摘發して退學處分を受けた學生五名の復校を要求して十四日より四日間盟休、學校當局は警察の援助を求めた▲松山高等學校（六・二四一一九盟休）退校生の復校及び生徒主事の自決、學生自治權の確立其他を要求して二十四日より盟休を決行し、寮への籠城、校内管理を行つたが、二十九日父兄團に無條件で一任して解決、七日三名退學十一名返學其他、九月九日更に十名（一名退學）處分された▲大洲中學（愛媛）（六・二六一一三〇盟休）生徒の處分取消要求▲臺北高等學校（九・一一一七盟休）退學生徒二名の處分取消要求が當局に一蹴されるに及んで處分取消、關係教授自決を要求し十一日高等科生徒四百五十名寮に籠城して盟休を決行、學校側は再度臨休（六日間）を行ひ警察、文教局、卒業生團の助力を受けて十七日解決、十八日三名を退學、十九名を停學處分に付した。二十二日一教授は盟休指導の嫌疑で休職となつた▲東亞同文書院（一一一八一一三〇盟休）支那學生二名の退學處分に反対し、支那學生は十八日より、日本學生は二十一日より處分反対、給品制度廢止を要求して盟休、當局は全學生に停學を

命じ三十日高壓的に解決▲豊島師範學校（一二・九一一六）四生徒の處分取消要求、二十六日盟休生の陳謝にて解決。

七、教職員排斥及び留任要求

日本獸醫學校（四・一九盟休）三教授留任、昇格、校舍改築其他を要求して一九日盟休▲女子齒科醫學專門學校（一〇・一三一一盟休）解職六教授の留任其他主事及び新任教授排斥を要求して十三日より盟休、要求貫徹を他日に期し十八日休講明より就業したが十一月二十四日右の處分として學生十五名は放校、十二名は停學を命ぜられた爲二十七日處分取消を要求して再盟休、學校側は處分取消、校長、主事の更迭を行ふと同時に十二月十七日盟休中の月謝未納者八十名を除名處分に付したゝめ盟休學生百六十名は總退學を決議し校長代理に手交した▲富山高等學校（六・一四一一八）左翼學生二名の處分に關し校長不信任を決議し十四日より盟休、十八日父兄團に白紙一任で解決。其他校長、教員排斥盟休は愛知一中四、五年生（六・一四、一五盟休）▲珠磨農業學校三年生（六・二三一一九）▲新庄中學五年生（一一・一四一一六）▲日蓮宗立正大學（五・一）昨年の六教授馘首より二千の學生は五月一日學生大會を開いて清水現學長の即時辭職、高田豫科長の復職、學園の自由等を要求して盟休を決行した。その他盟休に至らざりしもの一件。

八、雜及び原因不明のもの

東京帝大法學部（五・二四）學生二百綠會刷新を標榜し學生大會を開き、委員の横暴、不當豫算編成を糾弾して、決議文を學生課に提出、校内デモを行ふ▲佐賀高等學校（九・一七一一二盟休）學校當局の總務委員改選干渉に憤激して十七日文二甲先づ盟休、十八日全

文科生加盟、二十二日先輩の勸告を容れて無條件復校、十月三日二名退學、十三名停學▲早稻田大學（一〇・一七一一一・一三盟休）早慶野球戰入場券分配に關し學校當局の不公平を難じ十七日より學生は授業を受けず、同日大學部、專門部、高等師範部、高等學院等盟休を決行。

學校當局は警視總監に學生彈壓を陳情して一蹴されたが、戸塚署と連絡をとつて教室使用及屋外集會を禁じて盟休團を彈壓する「方二十五日學部長會議、在京理事會を開き、兩會議の決定に従ひ二十六日要求拒絶の回答を發すると同時に十日間の臨時休校を行つた。學生側は更に委員會公認、警察權學内侵入反對等六項の要求を總長に提出したが之亦拒絕され、六日の休校明けよりは一部學生登校するに到り、法學部は單獨にて盟休解消を聲明するなど、統制遂に破るに至つて、學生委員會は十一月十三日の各級會の決議を認め『大學部以下各部の非常設委員會の公認』等四條の中野正剛氏調停案を可決して三十日に亘る盟休を終結せしめることがなつた。かくて十四日より全學生就學、十七日盟休團は解團式を行つた。

大阪高等學校（一一・二五一一七）東大教授河合榮次郎氏の善導講演終了後生徒大會を開き、前日左翼生徒五名校内より檢束されし際の學校當局の態度を詰問し、警察權の校内侵入を拱手默認せる生徒主事、同主事補の辭職其他を決議の上要求したが、當局は二十六日より三日の臨休を發表した。よつて再度の生徒大會は盟休の採否を票決したが多數をもつて否決、校長に措置を一任して二十七日解決。

其他諸種の（若くは不明の）原因より盟休を決行したもの▲大村

女子職業學校（一・二・七）▲富山商業學校（七月初旬）▲同上工業學校（七・八・一・一〇）

其他日本大學（一〇・一・七）及び立教大學（十一月）に各一件學生の動搖を引起せる事件を生じたが、盟体には至らなかつた。

今兩派の本年に於ける活動を概観すれば、

第一節 全無産藝術團體協議會（ナツプ）

我國に於けるプロレタリア藝術運動は昨年に至つて全日本無產者藝術團體協議會（ナツプ）及び勞農藝術家聯盟の二大分野に略々整理されたかの觀があつた。本年に於ける此種運動もその二派によつて代表されたと云つても過言ではあるま

ナツプは本年三月中央協議會を開き一九三〇年度に於ける藝術運動の方針を確立した。即ちプロレタリア藝術運動のボルシェヴィキ化、藝術運動の××主義的確立に方針を置き、ナツプ加盟各團體の全活動をかゝる鬭爭に集中すべき事を決し、ナツプ中央協議會の名をもつて方針書を發表した。

最初ナツプの機關紙として生れた雑誌『戰旗』が、その後機關紙たる事をやめ獨立して勞働者農民の階級的大衆雑誌に轉化して以來ナツプ自身の機關紙を缺いてゐたが、八月之に代ナツプは本年の第三次大檢舉の嵐に直面して有名作家の多數を奪はれたが、その加盟團體である日本プロレタリア作家同盟、プロツト、プロキノ、プロ美術家同盟等各部門ともに夫

々藝術運動のボルシェヴィキ化のために鬪つた。

他方『文戰』に據る「勞農藝術家聯盟」は『文戰劇場』と提携して創作及び演劇の分野に活躍した。しかし本年下半期においては、思想的、感情的對立に基く内紛が、岩藤雪夫氏の代作問題を契機として六月及十一月の二回の分裂となつて外面に表はれ、『文戰』、『劇場』とともに多數の脱退者を出してその活

ナツプ加盟團體中從來最も華々しい活躍を續け來つたものは作家同盟であつた。作家同盟は本年は第三次大檢舉に際して有能なる中堅作家片岡、小林、中野、立野、山田、中本の諸氏を奪はれ、林房雄は學聯事件のため下獄するなど可成の痛手を受けたが尙『戰旗』『ナツプ』に據つて、またブルジョ

ア雑誌への飛躍的進出によつて、その本來の活動分野たる所謂「文壇」に於いて昨年度に變らざる活躍を續けた。

四月六日(於佛京青年會館)同盟は第二回大會を開催し、一般運動方針、綱領規約の變更、戰旗基金募集運動等に關する諸件を議決した。同大會に於いて決定せられた新役員は左の如くである。

委員長 江口渙、書記長 立野信之、委員 山田清三郎、中野重治、立野信之、貴司山治、片岡鐵兵、江馬修、鹿地亘、藏原惟人、川口浩。

上記大會に於いて討議された藝術大衆化に關する問題に付ては、大會を央として前後數回の大衆的討議の結果七月中央委員會の名によつて「藝術大衆化に關する決議」(『戰旗』七月號)が發表された。

その他同盟の各研究會(評論、作品、詩、戯曲、兒童文學)は五月以來大會の決定に基き活潑なる活動を開始した。「藝術大衆化」問題

の根本的解決、「產業別小説叢書」の發刊等はその具體的成果である。同盟本年度第二回定期總會(九月二十日於同盟本部)は「組織的生産に關する件」「作家活動促進の件」等を討議した。

尙同盟は本年十一月ハリコフ市に開かれた國際プロレタリア作家第二回大會に代表者を送り、「日本に於けるプロ文學運動についての報告」をなした。同大會に出席せる各國代表は

日本政府が「戰旗社」に對して下した彈壓に對し「抗議」を送つた。

二 日本プロレタリア劇場同盟 (プロット)

三 日本プロレタリア映畫同盟 (プロキノ)

プロットは本年四月四日東京築地小劇場に於いてプロット第二回全國大會を開催し、代議員三十二名出席の上宣言、新綱領(吾同盟は労働者農民の國際的解放のため演劇的活動によつて圖ふ)、運動方針を初め、演劇技術に關する件、上演戯曲選定方針、國際的連繫、上演の自由獲得に關する件等を審議決定した。大會で決定された役員は左の通りである。

委員長 佐々木孝丸、書記長 佐野穎、委員 村山知義、杉本良吉、小野宮吉、多喜榮三。

プロット加盟劇團中主要のものは、東京左翼劇場、東京プロレタリア演劇團、金澤前衛劇場、高知新劇團、靜岡前衛座、大阪戰旗座、京都青服劇場等であり、友誼的關係にある左翼劇團としては築地小劇場、新築地、大衆座、松江プロレタリア劇場等を數へる事が出来る。加盟劇團中活潑なる運動を續けたものは東京、大阪、京都の各劇團であつて他は何れも活動不能の状態に陥れる有様であつた。

本年中プロットの活動として世の注目を惹いたものは、東京左翼劇場第十四回公演(二月、於築地小劇場)「太陽のない街」、第十五回公演(三月、於同所)「太陽のない街」、(六月)「全線」、第十七回公演(十月、於市村座)「不在地主」等であり、之等の上演は何れも多数の觀客を獲得し、多大の成果を齎す事が出來たものである。

動の一翼として注目されるに至つた。即ちプロキノはその移動映寫隊、プロキノ巡回映寫隊及びニュースリール班とによつて工場地帯、農村への進出を試みた。

その他プロキノは本年中に數回の公開映寫を行つた。五月より年末にかけて東京三回、京都二回で、東京に於ける第一回公開映寫は五月三十一日讀賣講堂において、「隅田川」「ペロー」「メーテー」等を上映、第二回は六月十三日報知講堂において第一回と同じ映寫を上映、第三回は十一月二十二日より一週間築地小劇場において、「香港労働者」「俺達の廣告」「アスフルトの道」を上映(「幸福」は中止された)。

製作の方面で大きな仕事を残したものは東京支部であつた。同支部の本年中に於ける作品は上記公開映畫(「ペロー」は京都支部作品)の他「アジ太・プロキロ消費組合の巻」「プロキノ・ニュース第三・第四報」等で之等は何れもプロキノの代表的作品である。

尙同盟は十一月配給部を確立せしめ、その第一回の活動として新潟地方に十二月約半月に亘る巡回映寫を行つた。

四 日本プロレタリア美術家同盟 (P·P)

P·Pの本年中に於ける主なる活動を列記すれば、

一、P·P東京支部は産業労働調査所との共同主催で、四月十八日より東京新宿、市外大島町、大崎町、川崎市でプロレタリア統計展覽會を開催し、階級的統計作品、漫畫、ポスター等百餘點を出品

(中二十四點撤回)、開催中の五名の犠牲者を出したが一、六四〇人の入場者を動員し多大の成功を収めた。

二、京都第二回プロレタリア美術展(京都支部主催)

五月四、五、六日の三日間京都商業會議所にて開催、本部統計作品及京都、大阪兩支部作品を陳列した。彈壓によつて五十餘點撤回を命ぜられたが、總期間を通じ一千人の入場者を收容した。

三、札幌第一回作品展(札幌支部)

五月二十日より三日間、本部統計作品並に札幌支部製作品百二十八點(撤回三十二點)出品、總入場者六千

四、プロレタリア美術夏期講習會

五月プロレタリア美術研究所と改稱した研究所は第一回カンバニヤとして七月三十日より十日間講習會を開催した。會員三十二名。

五、第三回プロレタリア美術展覽會

P·P主催の第三回美術展覽會は十一月二十五日より十二月十日迄東京上野美術協會内で開催された。出品二百三十點餘、本年は現ソヴェート作品複製繪ハガキが陳列されて異彩を放つた。二十四日檢閱の結果高森氏作「被告會議」田村氏作「檢束」等繪畫三十五點、複製繪ハガキ十數點計五十餘點が撤回を命ぜられた。尙同盟の橋浦泰雄氏等五名は同盟を代表し、東京府美術館の借用を拒絶せる府知事に抗議した。

六、プロレタリア美術研究所設立(大阪)

P·P大阪支部は大阪市南區にプロレタリア美術研究所を新設し、十二月八日作家同盟、プロット、戰旗社等の代表者四十名參加の上開所式を舉行した。

五 日本プロレタリア音楽家同盟 (P·M)

ナツプ加盟團體中最も幼弱なものであるが、その活動として記録すべきは、プロキノ公開映寫の伴奏、六月十五日P·M主催の「プロレタリア音樂の夕」(於上野自治會館)、十一月九日作家同盟主催の「プロレタリア文藝講演會」への出演、その他合唱隊の爭議及び各種集會への參加進出等であらう。

第二節 勞農藝術家聯盟

ナツプと相對立してプロレタリア藝術運動に於ける一大王國をなす勞藝は、ナツプの活動が文學以外演劇、映畫、美術、音樂の全線に亘つてゐるのに反し、たゞ創作と「文戰劇場」による演劇とにその活動の範圍を限られてゐる。

創作の方面に於いては機關紙『文戰』(『文藝戰線』改題)に據る前田河、葉山、金子、細田、岩藤、平林氏等所謂文壇に確固たる地位を占むる作家群を擁し、その政治的見解の當然の歸結として之等の作家の作品は多分に社會民主主義的色彩を帶びてゐると云はれてはゐるが、勞藝一派の活動はブルジョア文藝にとつて一大脅威であると云ふ事が出来る。本年もそれ等の人々の活躍、殊に「勞藝」の提唱せる文藝作品共同製作の試みは一般の注目を惹いた。

しかし本年下半年には内紛と動搖に苦しみ、遂には分裂の

苦澀を味ふに至つた。分裂に至る経過の大様を略記すれば、

先づ本年六月第一次の戰列の破綻が來た。即ち作家岩藤雪夫の『改造』六月號所載の「訓令工事」代作問題を契機として、非幹部派たる小堀甚二氏等は立つてブルジョア・ジヤーナリズムに毒されつゝある幹部派を糾撃し、幹部・非幹部兩派の對立抗争に分裂の危機を始むに至つた。六月十三日の聯盟委員會で兩派の妥協なつて大分裂の危機は去つたが二十七日平林たい子、長谷川進、今村恒夫の三氏は聲明を發して脱退した。内部の動搖はその後もおさまらなかつたが果然十一月四日「文戰劇場」員三十一名は「勞藝」幹部に對する反感より「勞藝」を脱退し、真正コムミニズム演劇運動を標榜して「無產者劇場」を創立、プロツトと提携して活動を續ける事となつた。翌五日黒島傳治氏等六名も公然と「勞藝」の解體とその打倒を聲明して脱退した。殘留派は直ちに脱退派を除名處分に附したが、脱退派はナツプを支持する「文戰打倒同盟」に迄結合し、機關紙『プロレタリア』を創刊して左への道を進む事となり、茲に傳統七年の「勞藝」は第二次の破綻により完全な分裂を見るに至つた。

第六章 婦人運動

前年度本年鑑に記したやうに我國の婦人運動は昭和二年を

境として一つの轉回期に入つた。そしてこの轉回期を特徴付けるものは、從來のブルデヨア的既成婦人團體に對抗して無產階級を地盤として階級的イデオロギーの上に立つ無產婦人團體の發生とその著しい進出であつた。我婦人運動は、爾來、二大潮流に分れ、兩者は根本的に異なる方向へと發展しつゝあるが、既成的婦人團體の活動は愈々精彩を缺ぐ一方であるやうに見受けられる。婦選獲得同盟の如き、婦人公民權を中心とする昨年度の運動の活潑なりしに比すれば、本年度はむしろ沈滯してゐたと云へよう。第二回普選に際しては、その運動を買収棄権の防止と婦人の政治教育とに集中し、選舉革正の宣傳を行つたに止まる。婦人參政同盟もまた選舉に際しては團體としては應援は行はずたゞ選舉革正の標語をかゝげて一般的な宣傳を行つたに止まる。全關西婦人聯合會、東京聯合婦人會等は、從來主として宗教、教育、消費經濟等の非政治的領域に止まり單なる決議を繰返すに過ぎなかつたが、本年もまたさしたる發展を示さず、たゞ特別議會に際して多少の婦選獲得運動を行つたに止まる。但しその運動方法は微温極まるものであつた。

しかし乍ら、無產婦人團體の側にあつても亦本年度は左程見るべき發展を示してゐない。たゞ全協或は日本共產黨の指導下にある婦人の活動は可成り進展してゐるかに推察されるが、しかしそれは婦人團體として明確な存在を示してゐるわ

けではなく、またその活動自身その性質上殆んど捕捉し難い。現下、無產婦人團體の主要なるものとしては、昨年一月成立した無產婦人同盟と社會婦人同盟である。無產婦人同盟は舊日本勞農黨系の全國婦人同盟と舊無產大衆黨系の無產婦人同盟とが合同したもので、現在全國大衆黨系に屬してゐる。社會婦人同盟が社會民衆黨系であることは云ふまでもなく、むしろ同黨の婦人部の如き地位にあるものである。兩者の本年中における活動は必しも活潑であるとは云へなかつた。而してその活動の狀況については第二部第二篇第五章に記載したのでこゝに繰り返へさない。

第七章 水平運動

水平運動も漸く數年來の沈滯狀態を脱するに至つた。即ち長い間前進途上の障礙となつてゐた戰線内部に於ける「思想的」並に「感情的」對立が前年度全國大會に於て清算され實質的な戰線統一の實現を見るに至つてから再組織の機運が全國的に釀成されるに至つたのである。

不景氣の深刻化、手工業家内工業の、従つて從來の技術工の急激なる没落および產業合理化による失業者の激増等々は水平社特有の職業の競争的没落を來らしめた。かかる經濟的情勢は、水平社を從來の如き單なる「蔑視觀念の糾弾」のため

の一時的運動組織體から、生活權の積極的奪還を目的とする全國的、恒久的な鬪爭體への再組織へと向はしめた。この再組織運動は本年四月の全國水平社第一回中央委員會が全國水平社規約を決定してその第一步を踏み出して以來全國各地に着々とその實績をあげた。かくて水平運動は漸く沈潜期を脱し新しき活氣を呈し始めたのである。

四月十四日第一回中央委員會で決定された全國水平社規約全文は左の通りである。

全國水平社規約

第一章 名 稱

第一條 本團體を全國水平社と稱し總本部を大阪市に置く。

第二章 目 的

第二條 本團體は本團體の綱領及規約に基き特殊部落民の完全なる解放を圖るを以つて目的とする。

第三章 構 成

第三條 本團體は本團體の綱領規約を承認したる特殊部落民を以て構成す。

第四章 機 關

一、全國大會

第四條 全國大會は本團體の最高機會にして本團體の重要事項一切を審議す。

第五條 大會は大會代議員及中央委員、常任委員、常任書記を以て

構成す。但し中央委員及び常任委員、常任書記は發言權のみを有す。

第六條 大會代議員は總本部維持費完納の支部より選出しその選出方法は中央委員會に於いて決定す。

第七條 大會は毎年一回中央委員會之を召集す。開會日時場所は中央委員會に於て發表す。但し中央委員會の必要と認めたる時、又は全國支部總數の三分の二以上の要求ありたる場合は臨時大會を開くことを要す。

第八條 大會議長及副議長は大會に於いて選舉し、大會書記及各種委員は議長之を任命す。

二、中央委員會

第九條 中央委員會は全國大會より次期大會に至る最高の機關にして、大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議決行す、但緊急事項の處理については次回大會の承認を要す。

第十條 中央委員會は全國大會に於て各府縣聯合會により一名宛選出されたる中央委員を以て構成し中央委員會議長一名を互選すつてその聯合會より補缺選任す。

第十一條 中央委員に缺員を生じたるときは中央委員會の要求に依

し中央委員三分の二以上又は常任委員會の要求ありたる場合は中央委員會議長は直ちに之を召集することを要す。

第十二條 中央委員會は必要に應じ中央委員會議長之を召集す。但し中央委員三分の二以上又は常任委員會の要求ありたる場合は中央委員會議長は直ちに之を召集することを得。

三、常任委員會

第十四條 常任委員會は本團體の常務の執行機關にして中央委員會の決定事項及緊急事項を處理す。但し緊急事項の處理については次期中央委員會の承認を経るを要す。

第十五條 常任委員會は中央委員會に於て選出したる常任委員若干名を以て構成す。

四、専門部

第十六條 中央委員會は活動の補助機關としてその統制の下に左の専門部を置き、部長及部員を任免す。但し部長は常任委員をもつて之に充つるものとす。

- イ、庶務部
- ロ、組織宣傳部
- ハ、政治部
- ニ、教育出版部
- ホ、調査部
- ヘ、財政部
- ト、機關紙部

各部の細則は別に之を定む。

五、特別委員會

第十七條 地方的特殊事件の發生したる場合は總本部統制の下に當該支部委員、中央委委員及常任委員を以て特別委員會を組織す。

第十八條 特別委員會は該事件に關して必要と認めたる場合は臨時中央委員會の開催を要求することを得。

第十九條 特別委員會は該事件の終了したるときは直ちに解體するものとす。

第七章 會 計

第二十條 本團體に左の役員を置く。

第五章 役 員

第二十一條 中央委員會議長は本團體を代表し本團體の常務を監督す。

イ、中央委員會議長 一名 ロ、中央委員 若干名
ハ、常任委員 若干名 ニ、常任書記 若干名
ホ、専門部員 若干名

第二十二條 常任委員は各事務を分擔處理し常任書記は常任委員會に附屬す。専門部員は各部署に從事す。

第六章 組 織

第二十三條 支部を組織せんとする時は規定の維持費を納入し支部規則、同人名簿及代表者を直ちに當該府縣聯合會及總本部に報告しその承認を要す。

第二十四條 同一府縣内に五箇以上の支部ある場合は府縣聯合會を組織し、得ざる場合は近隣府縣と合同して一聯合會を組織するものとす。前項以外の場合と雖も中央委員會の特別の承認を得たる場合は此の限りに非す。

第二十五條 府縣聯合會は總本部の統制の下に所屬支部の行動を統一し共通の事項及事務を處理す。

第二十六條 本團體の經費は所屬支部より徵集したる維持費を以て之に充てる。但し其の負擔額は大會に於いて之を定む。又特に必

要ある場合は中央委員會の決議に依り臨時徵集することを得。

第二十七條 中央委員會は本團體の趣旨に反し綱領、規約、決議に

違背し、不正行爲ありたる者を除名する事を得。

附 則

第二十八條 本規約の改正は大會に於いて出席代議員の三分の二以上の賛成を要す。

第二十九條 本規約は昭和五年四月十四日より實施す。

以 上

一、大會その他

○地方大會 ▲長野縣支部聯合會第九回大會(一・三)於小諸郡村田
▲長野縣水平社臨時大會(三・一二)於長野縣左久郡牛込町▲九州水
平社第六回大會(三・一五)於福岡市紀念館、議事—組織變更の件、財
政に關する件、政治部設置の件、役員改選の件、大會宣言發表の件
▲岡山縣聯合大會(四・一〇)於岡山市衆樂館、議事—戰鬪的組織確
立、融和團體排撃、救援部設置、運動方針決定其他▲大阪府聯合甦
生第一回大會(七・六)於大阪市西濱町榮第一小學校、議事—大會宣
言發表の件(可)、財政部確立の件(可)、組織變更の件(可)、規約制
定の件(法規委員一任)、役員改選の件(誼衛委員一任)、其他緊急動
議三件(可)。大會スローガン——、甦生第一回大會を死守せよ、
一、奪はれたる生活權を奪還せよ、一、言論集會結社出版の自由獲
得、一、帝國主義戰爭絶對反對、一、封建的身分制の廢止、一、全
國の特殊部落民團結せよ、一、部落民の戰鬪的戰線統一▲同上擴大
委員會(七・一〇)於姫路市▲同上大會(九・一〇)▲山口縣聯大會(一
〇・一一)於小郡町、高森町及三田尻署の兩差別事件對策外十項目を
決議。

○全國水平社中央委員會 第一回中央委員會(四・一四)於大阪市總
本部、出席者十四名、議長阪本清一郎、協議事項一一一、財政部確
立に關する件(可)二、規約變更(可)三、略 四、政治鬭爭對策の件
(可)イ、各聯合會並に支部はアルジヨア政黨を絶對に排撃し凡ての
鬭爭を政治鬭爭化する様務める 口、總本部常任は關係政黨より離
脱すること 五、機關紙確立の件(可)六、運動方針決定の件(草案
作成の上次期中央委員會にかける事)七、第九回大會の件(可)八、
次期中央委員會の件(可)役員選舉(中央委員會議長 松本治一郎、
全代理議長 阪本清一郎、常任委員 泉野外四名、常任書記 草野
外二名)十、京都宇治署事件對策(可)▲第二回中央委員會(一・一
一)於大阪市總本部、出席者十四名、議長 阪本清一郎【議事】一、
運動方針書起草に關する件 一、全國大會に關する件 一、擴大中
央委員會に關する件 一、機關紙部確立の件 一、財政部確立の件
【動議】關東水平社青年聯盟の提倡による日本統一黨に對する態度
を表明(絶對排撃の聲明書發表に決定)其他四件▲擴大中央委員會
(二・一・四)於大阪總本部【議事】一、全國大會に關する一切(A、運
動方針書草案 B、財政部確立具體案 C、機關紙部確立具體案
D、宣言草案)一、總本部事務所移轉の件

○第九回全國水平社大會(二・一・五)於大阪市天王寺公會堂、議長
阪本清一郎、書記長 草香一介、資格審査、豫算、法規、建議案、
交渉の各委員選任の後各地方情勢報告、中央委員會經過報告等あつ
て議事に入つた。【議事】一、運動方針書大綱に關する件 一、宣
言發表に關する件(可)一、財政部確立に關する件(中央委員會附託)

一、機關紙部確立に關する件(可) 一、總本部移轉に關する件(可)

一、青年部設置の件(可) 【緊急動議】綱領一部改正の件其他四件

以上の議事全部の議審を了して第九回大會の幕を閉ぢんとせる時書記長の檢束より官憲との亂闘となり數名の檢束者を出し、代議員、傍聴者は檢束者奪還のデモを行つて所轄恵美須署に殺倒した。

一、差別撤廃運動其他

本年度に於ける差別撤廃運動は單なる差別觀念の糾弾より差別觀念の社會的根據に向つての糾明に進んだのを特色とする。即ち個人的差別糾弾は政治的意義を有する差別事件の糾弾となり、糾弾鬭争はブルジョア政治的機構への直接的鬭争たるの色彩を多分に有するに至つた。此種の糾弾運動の中主要なるものは左の通りである。

▲京都府宇治署糾弾(三月)十日宇治署警部補中村善太郎の差別事件糾弾の爲め、全水平社京都府支部聯合は緊急委員會を開き對策を講じ、事實を確證せる後、總本部の應援の下に十三日より全國的に宇治署長糾弾の運動を起した。

▲豊橋十八聯隊の差別事件糾弾(四月)同聯隊附中佐渡邊篤の差別事件(十五日)に關し縣聯合會は緊急委員會を開き對策を議し、六名の委員を派し聯隊長を糾弾、聯隊側の屈服により二十一日勝利的に解決。同聯隊上等兵森某の差別事件(二十一日)並に之れを隊外に暴露せられたる社同人を嚴罰をもつて威嚇せる聯隊當局を糾弾、五月九日隊側の屈服により解決。

▲三重縣多氣郡佐奈村の差別事件糾弾、二三年前よりの共有地に關

する差別事件、大典共同餅搗差別事件、寺院に關する差別事件に關し縣聯合會は眞相調査の後委員會の計畫に従ひ大會を開き一般民間に抗議文を提出して鬭争したが、七月二十一日要求貫徹して解決。

▲岡山縣下厚生小學校差別訓導糾弾(九・四・一一二・二二)岡山縣久米郡三保村厚生小學校訓導今井安夫が九月四日受持六年生兒童十二名を差別待遇せる事件に對し岡山縣聯錦織支部は同校兒童百十八名を

六月より盟休せしめて學校及縣當局の責任を問ふた。縣當局者は何等解決策を講ぜず、却つて十一月五日未解決の儘校長並に差別訓導を轉任せしめたので事態は更に惡化するに至つた。縣聯美作協議會は更に組織を整へ軍資金を募集して縣當局糾弾の果敢な鬭争を行つたが十二月八日縣特高課は加美署を總動員して鬭争團本部を襲ひ幹部以下約六十名を檢束した。十二月二十二日縣學務課と交渉の結果、謝罪講演會の開催、盟休兒童教育費の有志間においての調達の二條件を貫徹して解決した。

▲福岡縣下の差別事件(十二月)福岡縣朝倉郡夜須村字吹田區民は全区二十戸に對し數年來極端なる差別待遇をなしつゝあつたが、十二月二十四日全水西田支部は區有財產の入會權に關する差別及其の他の生活權に關する差別撤廃の目的を達する爲め左の手段をもつて鬭爭することを決議した。

一 兒童盟休 一、稅金、區費及小作米不納 一、鄉軍、青年團
其の他一切の官僚團體より同盟脱退。

本年二月の總選舉に全國水平社より松本治一郎(福岡第二區)、上田音市(三重第二區)、三木靜次(岡山第一區)の諸氏が

立候補したが何れも當選するには至らなかつた。

第八章 植民地に於ける運動

第一節 朝 鮮

朝鮮に於ける社會運動は大正十四年以降火曜會、北風會、M.L黨、ソール青年會、上海系、勞働組合系等の各派に分裂し内部的抗争を續け、昭和三年秋のモスクウに於ける國際共產黨大會には各派が夫々代表を派遣し、朝鮮共產黨統一問題に關し鮮内共產黨の不統一を暴露したゝめ國際共產黨支部たる事を否認せらるゝ如き有様であつたが、昭和二年七月再組織せられた安光泉等の第三次朝鮮共產黨は一民族一黨の單一

主義を標榜してゐるし、昭和三年秋モスコーより歸鮮せる安相勲等によつて組織せられた第五次共產黨は明白に共產黨統一の旗幟を掲げるなど鮮内共產黨にも徐々に統一の曙光は輝き初めつゝある。

一方從來峻嚴を極めてゐた當局の彈壓は依然として朝鮮の運動の發展と戰線の統一とを阻止しつゝある。昭和三年には大正十五年の第二次大檢舉に次ぐ第三次、第四次の大檢舉が行はれ鮮内及内地に甦生しつゝあつた運動を芟除して了つた更にその後をうけて萌芽せる第五次共產黨は昨年六月の檢舉

によつて破壊せられた。かゝる數次の大檢舉と間斷なき追捕とによつて運動は凡ゆる困難の中に押し込められたが、尙地下に絶えざる精力をもつて躍動を續けつゝある事は否定し得ない。而も朝鮮に於ける解放運動は近來漸く少數インテリ層の秘密結社に據る策動から勞働者農民を先頭とする青年學生無產市民の大衆的鬪争の方向に進められつゝある事をも見出す事が出來ない。一昨年末より本年初頭にかけての第一次、第二次の全鮮學生騒擾事件、本年六月及び十二月に勃發せる間島に於ける共產主義者の暴動事件等にその傾向を明にうかゞひ知る事が出来る。以下昨年中に解禁となつた朝鮮の解放運動中主要のものを略記する。

▲第三次朝鮮共產黨事件(M・L黨)

本事件は大正十五年七月第二次共產黨大檢舉の後を受け後繼團體の組織を計策しつゝあつた殘黨員吳義善、高光洙等の一派は昭和二年二月京城に於いて一月會派其他の鮮内左翼各派を一丸として第三次共產黨を組織。同年十二月コンミンテルンの承認を受け昭和二年七月組織を完了。鮮内各道に道支部を、東京に日本部を、其他滿洲、上海に支部を設置し、鮮内には四十餘ヶ所にヤチエカを有し黨員二百名、高麗共產青年會員二百名計四百名を擁して一民族一黨主義をとつて鮮内に共產運動を展開せんとして昭和三年二月二日京城鐘路署によつて一齊檢舉されたものである。

同事件に主要なる役割をつとめた東亞日報編輯局長金俊淵等二十

七名の豫審は四年十月終結決定し上記二十七名は治安維持法違反として京城地方法院の公判に附せられ、本年六月二十五日以來五回に亘つて公判開廷、審理の結果八月三十日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 金俊淵、崔益翰、河弼淵、金聖源、姜東桂▲同五年六月
李樂東外五名▲同五年 金炳一外二名▲同四年 林炯日外一名

▲同三年六月 姜炳昌外三名▲同三年 李仁秀外三名▲同二年 金昌洙外四名

▲第四次朝鮮共産黨事件

昭和二年七月頃より全鮮的に活動して來た車今奉を中心とする高麗共産黨、高麗共産青年會の所謂第四次朝鮮共産黨は、昭和三年六月より京畿道を初め全鮮各地及び東京、京都、大阪に亘る前後四回の大檢舉により、黨員百四十三名起訴せられ、本年五月全部豫審終結、百三十二名が舊治安維持法違反として京城地方法院の公判に附せられた。

同事件の内容と稱せられるものを左に摘記すれば、

第一次共産黨事件以來活動を續けた林民鎬、安光泉等の殘黨幹部は昭和二年春頃より京城初め鮮内各地に潜入しヤチエーカを組織しその上に黨の基礎を再建すべく劃策しつゝあつたが同年末には京城光州、仁川等各地にヤチエーカを組織するに至り漸次黨の形態整ひ、昭和三年に入つて自然第四次共産黨の態容を備ふるに至つた。三年三月車今奉、金在明の加入、活動によつて黨勢を増した第四次共産黨は二月下旬京畿道高陽郡龍江面に於て全國大會を、三月中京城其他で三回中央執行委員會を開きて、黨の部署を決定（責任秘書 車

今奉、政治部長 安光泉、青年會責任秘書 金在明）、其他内地上海との連絡、鮮内各道幹部の入選、機關紙『大衆新聞』の件、第三インテルへの報告等々の諸件を決定、四月には民族運動テーマ並に黨代表者を第三インテル大會に派遣の件を決議、六月闘争方針を協議、かくて漸く全鮮的活動に移らんとした時七月以降の大檢舉を見るに至つて組織を破壊せられたものである。尙第四次共産黨は昭和二年春東京に朴洛鐘を派して支部朝鮮共産黨日本總局及高麗共産青年會日本部を組織し在日本朝鮮労働同盟、在日本朝鮮青年同盟、東京朝鮮労働組合等の赤化を計り大正三年秋二回の檢舉により東京、大阪、京都に於いて四十名檢舉せられた（本年鑑第五部第一編第三章第二節参照）。

△右事件被告中昭和四年十一月二十日豫審決定せる趙紀勝等十三名の公判は四月京城地方法院にて開廷、六月十八日左の如き判決言渡があつた。

懲役五年 朴慶鎬外二名▲同四年 劉斗熙▲同二年（執行猶豫）
趙紀勝▲同一年半 韓一清外一名▲同一年 六名（一名執行猶豫）
△昭和五年三月二十六日豫審終結せる張弘相等十九名の公判は十月同地方法院にて開廷、十一月五日判決言渡。
懲役三年半 金桂林外一名▲同三年 張弘相外三名▲同二年半
宋二秀外五名▲同二年 沈鐘文外六名（以上十九名中六名は執行猶豫）

△昭和五年四月十七日豫審終結の金復鎮等十九名の公判は十一月開廷、同月二十八日判決言渡があつた。

△其他韓相鎬、金學根等四十三名の公判は十一月末より十二月に亘

り開廷、十二月二十二日判決言渡があつた。

懲役五年 金學根▲同三年六ヶ月 吳基周外一名▲同三年 六名
▲同二年半 十二名▲同二年 二十二名(以上の中三名執行猶豫)
尙首領格であつた車今奉、金在明の二名は豫審中死亡につき公訴
權消滅棄却となつた。

▲第五次共産黨事件

第五次朝鮮共産黨の組織は、新義州ソウル派共産黨にて活躍し、一昨春の同黨檢舉を免れた李雲赫、および李駿烈、三年秋のコンミンテルン大會の決議せる朝鮮運動新テーゼを携へて四年二月に歸鮮せらる安相勳等によつて割策着手せられたもので、安其他は大典終了後より着々運動を進め、昨今二月京城に黨員集合の上黨中央機關を樹立、續いて共産青年會の再組織を完了すると同時に労働、農民、少年、婦人、學生、衛平等の各部門のテーゼを作成して各層赤化の方針を定めた。學生層の赤化は専ら共産青年會之を擔當し、各地學校に學生細胞を組織することによつて京城府内各學校に次第に黨勢を扶養する事が出來た。五月下旬京城において學生細胞代表大會を開き、黨は九月開催の朝鮮博覽會を期して學生を動員し、之を中心としてピラ撒きを騒擾にまで激化せしめる事を決議したが六月十六日の一齊檢舉によつて安相勳以下黨員約八十名を引抜かれ黨及び青年會の組織は破壊された。

共產青年會員印貞植以下十二名、共產黨員安相勳以下八名は治安維持法違反として起訴せられ、前者は七月後者は十二月夫々豫審終結、何れも有罪と決定し京城地方法院の公判に付せられる事となつ

た。

▲第二次學生擾騷事件

一昨年末の光州學生事件の餘波は各地學校に及び、全鮮の學生騒擾に擴大されたが、それも年末休校と彈壓によつて辛うじて表面上鎮靜に歸したかに見えてゐた。然るに新學期開始と共に再び光州事件犠牲者即時解放を要求して、白紙答案提出等の消極的戰術に再燃の兆を見せ、一月十五日には京城府内の徽文高普他十三校(女學校八)學生約一萬は一齊に教室を飛出し、市中になだれ出で、檢束者即時解放、奴隸教育一切廢止、殖民地解放萬歳其他共產主義的スローガンを掲げ、デモに移つた。鎮壓に向つた警官隊と隨所に衝突を生じたが夕刻に至つて一先づ鎮靜に歸した。此の日午後十時迄に檢舉された學生は四百六十八名に達した。この第二次學生騒擾事件は京城を皮切りに平壤(二十二日、二校、三百餘名デモ、七十四名檢舉された學生は四百六十八名に達した。この第二次學生騒擾事件は京城を皮切りに平壤(二十二日、二校、三百餘名デモ、七十四名檢東)を初め光州、新義州、釜山より忠北、同北、間島にまで波及し、第一次のものよりも遙かに廣範囲に及んだ。騒動を起せる學校五十餘校、其他未然に發見して阻止されしもの二十數校に上つた。而して今次の騒擾を組織的にリードせるグループは光州の全南青年聯盟及び之に附隨する校内讀書會醒進會、京城の高麗共產青年會及び之に屬する學校前衛同盟等の左翼諸團體であると云はれてゐる。京城に於ける被檢舉學生中三十五名は二月八日、叔他七名の女學生は二月十日夫々制令違反として起訴せられ、京城地方法院の公判に附せられ、學校別に審理されたが、六月、十二月の間に何れも懲役一年以下の刑を言渡された。

尙新幹會幹部許憲他五名は一昨年末光州學生事件を機會に之を全鮮大衆の民族運動に激化せんとして同年十二月九日京城にて秘密會合を開き、民衆大會の開催、示威運動の組織、光州學生事件の正體曝露及び拘禁學生の無條件釋放の二標語により民衆的輿論を喚起する、の三項を決議し、實行に移らんとせる矢先同月十四日檢舉起訴せられたが、京城地方法院の豫審の結果、本年九月六日何れも有罪と決定、保安法違反として同法院の公判に附せらるゝ事となつた。

同じく光州學生事件の際に上記新幹會一派と協力し黒幕として騒擾を擴大激成せしめる一方之を機會に共產主義運動を展開して檢舉された朝鮮共產青年會及び學生前衛同盟の車載貞他四十五名中十一名は京城地方法院の豫審の結果本年九月十三日有罪と決定し治安維持法違反として、他の十三名(學生)は保安法並に出版法違反として何れも公判に回付せられた。

右の共產青年會は第五回大檢舉の後を受けて昨年四月再組織せられたもので京城の青年團體を全部統一して中央青年同盟下に抱擁すると共に京城、光州其他の各學校に學生細胞を組織し、昨年七月以來學生赤化に努めつゝあつたもの。學生前衛同盟は第五次檢舉を免れた共產青年會員等によつて朝鮮學生共產黨として復活され、後學生前衛同盟と改稱して共產青年會と並んで全鮮各學校に細胞を組織し活動しつゝあつたものである。

第二節 臺灣

從來臺灣の社會運動に二大分野を劃してゐたものは臺灣民衆黨と臺灣文化協會とであつたが、本年は民衆黨の左翼が八

月に臺灣地方自治聯盟を組織して本年に於ける臺灣の運動に一波瀾を生ぜしめた。一九二七年一月の文化協會臨時大會における改組問題につき左右兩派の對立が尖銳化し遂に蔣渭水蔡培火を頭目に頂く右派の脫退―臺灣民衆黨の組織となり、文化協會の指導權は完全に左翼の獨占するところとなつた。

かくて文化協會は臺灣無產階級の解放の旗幟を明にし工友協助會、農民組合の二大左翼組合を指導して華々しい活躍を續けた。しかし文協の活躍は此の年が頂上であつた。新竹騷擾事件(昭和二年)のため指導者を引抜かれてからは、引續く當局の彈壓と内紛とのために活動力を著しく減殺され、兩三年來その運動は沈潛狀態にいれるかの觀があつた。本年においても當局のとれる高壓手段のために上半年には殆んど看べき活動をなしてゐない。本年八月に入つて臺灣地方自治聯盟が成立するや文協は直ちに農民組合、左派工會と提携して「打倒自治聯盟與民衆黨」の運動を開始し、此所に漸く立直つたのであるが、當局の苛烈なる彈壓は協會をして次第に非合法的潛行戰術をとるの已むなきに到らしめつゝある。

一方全民解放を標榜する右派臺灣民衆黨は結成後急速に勢力を伸張し、政治運動に於ては地方自治制度完成の目的に向て巨歩を進め、勞動・農民運動においてはその傘下にある工友總聯盟、農民協會を指導して活動を續けた。本年に於ては先づ臺灣當局の阿片新特許に對する積極的反対運動から、地

方自治改革、減税等の運動によつて世人の注目を惹いた。然るに八月蔡培火を中心とする民衆黨の穩健派と云はれる右翼が臺灣地方自治聯盟を組織するに至つてからは、黨領袖蔡培火、楊肇嘉、蔡式穀をはじめ多數黨員の脱退、聯盟加入、加入者除名等の問題のために黨内に動搖を生ずるに至つた。

臺灣地方自治聯盟は上記蔡、楊を指導者として、完全なる地方自治制の確立を單一目標として結成せられたもので、八月十七日聯盟發會式當時一千百餘名の聯盟員と臺中、嘉義其他數ヶ所の支部とを有し、本年は未だ成立勿々のため何等看るべき活動をなしてゐないが、その成立するや文協その他の一般解放團體は一齊に打倒聯盟の運動を開始するに至り、該聯盟の成立は單に民衆黨内にのみでなく本年に於ける臺灣の解放運動に一大波瀾を起したものと云ふ事が出来る。

左に資料の存するものにつき上記三解放團體の運動を摘要する。

一、臺灣文化協會の運動——文協中央委員會（於彰化、十二月五日）王敏川司會、議長陳崑崙、書記李明德、決議された重要事項は（一）全島代表大會開催（於彰化、一月五日）の件（二）反動分子林獻堂外一名除名の件（三）小商人爭議對策並借家人同盟の件（四）電燈料水道料減免の件（五）青年運動の件（六）特別活動隊設置の件（七）委員補選の件並會則及各部任務規定改修の件（八）打倒反動團體の件▲竹山支部は同地農民組合支部と共に九月二十二日より同地に於いて葉價

値下運動を開始した▲八月中旬臺灣地方自治聯盟成立後文協は左派工會及農民組合と共に「打倒聯盟與民衆黨」運動を開始した（一）同月十七日聯盟發會式當日全島文協支部は反對宣傳單を撤布した（二）文協豐原支部は九月六日自治聯盟及民衆黨との立合演説會を開催せんとしたが右二名の不參加のため農民組合及其他左翼團體は十月二十三日文協本部に「打倒反動團體鬪爭委員會」を開き二十三日より羅東、高雄等二十餘個所で宣傳巡回講演をなすことを決定、二十三日より一ヶ月に亘り全島を巡回した（四）新竹支部は同地に打倒民衆黨講演會を開催（十一月二十日）した▲文協、農民組合、伍人報社、臺灣戰線社等の左翼團體の秘密計畫探知され揚克培以下十餘名臺北に於いて檢束せられた（十一月七日）▲十二月四日文協會員織本、農民組合員張玉蘭、其他農民五名臺南にて檢束された、原因不明▲二年前發行を中止せる文化協會機關紙『大衆時報』の復興創刊號『新臺灣大衆時報』（十二月發行）は當局の忌諱に觸れ十二月十四日販賣を禁止された。

二、臺灣民衆黨の運動——▲阿片新特許反對運動、臺灣民衆黨は昭和三年末發布の新阿片令（律令第三號）の特許吸飲主義に對し反対を聲明し、昨年十二月警務局長が新特許聲明書を出すや、直ちに聲明書取消を同局長、拓相、首相に要求し、一方本年一月二日ゼネバ國際聯盟本部宛に「日本政府が今回新たに臺灣人に阿片吸飲を特許するは人道上の問題たるものならず國際條約違反なり。右政策の遂行に對し速かに阻止方を講ぜられたき」旨打電した。尙三月一日黨

の林獻堂、蔣渭水、蔡式穀氏等は來臺せる國際聯盟派遣極東阿片吸飲事情調査委員一行と會見し特許問題に關し反對意見を披瀝した▲地方自治運動——臺灣民衆黨は自治制問題に關し三月二十二日臺北本部に中央常務委員會を開き運動方針を議し、内地各政黨の後援要求、貴衆兩院、拓務省並に總督へ建議書の提出、全島各地に講演隊派遣等積極的運動をなす事に決定、右決定に基き六月二十日一萬三百六十四名連署の改革要求建議書を石塚總督に提出した▲臺灣議會請願——四月十二日臺灣議會請願書在京中の蔡、楊兩氏に送付し議會に提出せしめた▲減稅運動——八月四日民衆黨は鐵道運賃の三割減、煙草、酒、食鹽等專賣品の二割減價、砂糖消費稅全廢、加俸全廢の要求書を總督府に提出した▲議員官選制度反對運動——民衆黨は州市街庄協議會員官選の假制自治制を否認し、反對運動を續けつゝあつたが、十月一日の該議員改選期を控へ、九月四日の第十三回中央執行委員會の決議に従ひ、黨員たる議員に辭職勸告文を發した。然るに當局は反對を押切り舊制の儘十月一日新議員を任命發表した。民衆黨は新任命の議員四名に對し更に辭職を勸告せる所二名は直ちに辭退して現制度否認の態度を表明した▲對地方自治聯盟の問題——民衆黨は地方自治聯盟の成立に際し、今春自治促進會組織計畫ありし當時中央執行委員會で決議した「黨員の黨外政治結社加入及其發起人となることを禁ず」るの態度を持續することに決定したが、九月四日高雄に開かれた第十二回中央執行委員會に於いて更に黨員の聯盟加入を禁止すると同時に、黨員の加入者には二週間の猶豫期間を限り其一方を脫退すべき事を促し、脱退せざる者は除名處分に付する旨決議した。十一月末右決議に基き加入者の第一次整

理を斷行し、十二月五日幹部蔡培火以下十八名の未脱者に對し除名處分を行つた▲第十二回中央執行委員會（九月四日、於高雄）議題（一）自治聯盟加入黨員處分問題（上掲）（二）臺灣自治問題（街庄議會員たる黨員に辭職を勸告）（三）日月潭工事に對する態度決定の問題（四）嘉南大圳灌溉問題▲中央常務委員會（十二月二十七、八日、於臺北本部）蔣渭水他五名出席來年二月開催の第五回大會を期し綱領政策及組織に大改修を加へるためその改造案を作成した。

三、臺灣地方自治聯盟の成立——今春三月末臺灣民衆黨の右派領袖楊肇嘉、蔡培火、蔡式穀、陳芳源の諸氏が中心となり、臺灣地方自治確立を目的とする自治促進會の組織を劃策し、黨内に動搖を引起しつゝあつたが、八月初旬臺南、臺中、臺北の各市に於いて夫々南、中、北部自治聯盟發起人會を開きたる後八月十七日午前臺中市に於いて全島發起人大會を開催、楊以下五十餘名の各地代表者出席の上（一）規約確定に關する件（二）聯盟員募集に關する件（三）運動方針確立に關する件を審議々決した。同日午後同所に舉行された發會式を了つて臺灣地方自治聯盟は完全なる政治結社として結成された。現制度否認の態度を表明した▲對地方自治聯盟の發會式に於いては本部を臺中に置く事を決定し、また全島評議員八十六名、理事十五名、常務理事五名を選任したが常務理事及顧問氏名左の如し。

常務理事——蔡式穀、李良弼、楊肇嘉、劉明哲、李瑞雲。顧問——林獻堂、土屋達太郎

尙同日決議したる決議文は左の如くである。

一 現行地方自治制は臺灣の民度に適合せず時代思潮に逆行するものなり、本聯盟は其の改革の急務なるを認め即時に完全なる地方自治

制の實施を要求す」

かくして誕生せる臺灣地方自治聯盟は九月七日臺中に於いて第一回の全島評議員大會を開いた。出席者四十餘名議長楊肇嘉、議事一、擴大委員會設置の件二、臺灣地方自治確立成案起草の件三、運動方針及財政委員會設置の件其他一件

本年中に發會式をあげた聯盟支部は、員林、南投、埔里、鹿港、南屯、嘉義、臺中、屏東、臺南、草屯等の各支部である。聯盟員は發會式當時一千一百餘名ありと云はれてゐる。

第九章 社會主義的運動の

取締及對策

政府は組閣以來言論結社集合の自治を高唱し、合法的運動の取締を緩和する旨機會ある毎に聲明し來つたが、事實は之に反してゐる。その左翼運動の取締は、本年度より特高警察費四十七萬圓の削減により特高網が縮小されたにも拘らず、その苛烈さに於ては前年と少しも變るところなく、本年も徹底的彈壓の方針が繼續された。本年にはまづ二月以後全國に亘つて日本共產黨の第三次の大檢舉が行はれた。この檢舉は黨員は云ふ迄もなく、一切のフラツクション、資金提供者にまでおよび、所謂黨外廓に及ぶ破壞が企てられた。之に引續き官憲はその鋒先を殘黨員の掃滅および中央部と連絡なき地方的運動の抑壓に向け、各學校、官衙、工場、商店内に存在

する研究會、讀書會によつて目的遂行を企てたる者の峻厳なる檢舉が行はれた。本年中(十一月十日現在)は治安維持法違反にて檢舉されしものの數は四二三名(内譯——共產黨員一三二△共產青年同盟 五一△目的遂行を企てた者 二〇五△資金供與 二八△檢舉後警察法違反に廻された者 六△計四二三)であつて、前年に比し八九名の増加である。此數字は重刑による威嚇および前年に引續く暴壓的取締も、地底より盛り上り来る鬱勃たる力を抑壓することの到底不可能であることを物語るものである。かくて本年は更に警視廳(五月)其他數縣警察部が私服警察官に自働拳銃、催涙拳銃を携帶せしむることによつて警察を武装せしむるに至つた。これが左翼運動彈壓の武器であることは當局自身の言明するところである(五・三「讀賣」五・三〇「同上」)。重刑をもつてする威嚇の無効果は一方に於いて警官武裝を現出せしめたが、他方左翼運動防止の一手段として穏和的對策たる「思想善導」にも更に力を注がしめるに至つた。即ち本年は内務・文部兩省協同して、從來高等専門學校以上に限られた「善導」の範圍を下級學校に迄擴張すると同時に一般大衆の善導を企て、壯丁の思想調査、文部省主催にかかる善導講習會の範圍擴大等をなすに至つた。今それ等の對策及び本年中に行はれた學生思想取締並に指導施設を概觀すれば左の如くである。

文部省は一般青年の思想善導方策樹立に資するため本年度より壯丁検査の際思想調査を行ふこととなつた。本年度の調査區域は工業都市農漁村を含む三市十八町九十七ヶ村。調査人員總數八、五六一名にて本年度受験壯丁總數の約1%に當る。調査項目は、多くは公民思想に關するもので、自己の欲する生活理想、代議士選舉候補者について最も重要と考ふる點、現住市町村の自治に對する感想、労働、小作爭議に對する態度、納稅理由等々四十項に亘る本年度の調査は七月末終了した。明年度よりは調査施行地の範圍を更に擴張し漸次全國的に調査を進めて行く筈。

一、思想善導講習會範圍擴大

文部省は一般大衆の思想尖銳化激成の情勢に鑑み、本年度の善導講習會の範圍を擴大するに決し十月三日左の如き實施要項を發表した。

長期講習會

一、開催地及開期(二週間)東京(昭和六年一月)△仙臺(五年十一月)△京都市(同上)△福岡市(同上)

一、講習科目 東洋思想、日本思想、近代思想、日本文化、國民道德、經濟、法律、哲學、倫理等

一、講師 各開催地所在帝大教授等

短期講習會——長期講習會に準じ全國に十ヶ所開催、期間大體五日前後

尙左翼諸團體より無產階級運動の對策なりとして非難されつゝあるものに「帝都非常變災時防護委員會」なるものがある。該委員會は

本年七月三十一日東京府廳で正式に創設されたもので、會長に永田東京市長を、顧問に東京警備司令官、警視總監、東京府知事等を推し非常變災に際しては府、市、警視廳、警備司令部が主體となり、鄉軍、消防組、青年團其他を動員し、之等團體は更に府下市町村防護團を組織し、之を單位とする聯合體を組織し、東京市長が聯合團長となる仕組である。

三、學生思想取締並に善導施設

昨年度に於ける學生思想事件並に學校騒動の頻發、本年二月の京都學生共產黨事件の勃發は昨年來實施された多くの善導施設に對する高らかな嘲笑であつた。かくて文部當局は本年も、各學校當局者を屢々招致しては學生思想取締對策を協議せざるを得なかつた。文部當局の決定せる方策並に各學校當局者の協議によつて決定したる對策中重なるものは左の通りである。

(イ) 一月十三日文部省で審議の結果善導方策として左の如き施設を行ふ事に決した。

一、今日一部の學校に行はれつゝある指導教官制即ち訓育班制度を獎勵助長する事

一、特別講義制度を設け經濟、哲學、倫理、法律の各方面から思想並に社會問題に對し穩健な理解を與へかつ批判力を養ふ事

一、右に關聯してマルキシズムに關する講義を現在より更に擴めて行ひもつてその批判力を培養する事

一、學生生徒の環境をよくし例へば、就職、身上相談、健康相談

等を親切に行ひ學生會館等の如きを設ける事

一、學校内に於ける穩健な研究團體は出来るだけ奨勵助長する事

二、體育を奨勵する事

一、圖書の推薦制度を確立し穩健優良な圖書を推薦しこれを各學

校に於て教官の参考に供しあつ研究資料となす事

一、左傾學生の外部連絡を嚴重に取締る事

一、學生の思想傾向を調査し、各學校間および各家庭間の連絡を

緊密にする事

一、日本古有の民族精神國民精神を傳ふる圖書の刊行をなす事

一、學校教育に從事するものを努めて社會的に活動せしむる事

一、思想善導優良映畫の普及を計る事

一、社會教化團體の活動を促す事

一、中央教化團體、府縣聯合教化團體の活動を促し全國市町村に

わたりて社會教化網を張る事

一、中央教化團體主催の下に全國一せいに教化運動を行ふ事

(口) 全國高等學校長會議(一月)にて文部省の善導施設に關する左の四方策につき協議の結果何れも來學年度(本年四月)より實施する事に決定した。

1、指導教官制度 2、特別講義制度 3、生徒の福利增進諸施

設 4、校内に於ける生徒の穩健なる研究團體、修養團體等の事業及體育の獎勵

(ハ) 昨年度より開始された左傾學生の帝大入學拒否を本年度に於いては一層嚴格に勵行する事に決定し、全國高等學校學生監が左傾學生黑表を作製し各大學に内申することとなり、二月二十五日五帝

大、各高校學生主事は之に關する打合せを行つた。

(ニ) 全國高等學校長會議(六月)にて△學校新聞の禁止△選手制度の存續△寮自治制の制限△生徒大會、級代表會議の否認△校友會の入會強制等を可決し、文部當局は之に對し同意を與へた。尙文部省當局は同會議の決議申合せを基礎とし學生紛擾防止の新方針を樹立する事となつた。

その具體策の内容と稱せられるもの左の如し。

指導教官制の實施△教授保證人制度の實施△マルキシズムの批判並に東洋精神に關する特別講義の實施△學生部豫算を増加して關係官の増員及特派官の設置を實施し且生徒主事施設を充實し、學生部との連絡を密ならしむ△生徒處分に關する劉一主義の廢止。

更に學生部は頻發せる盟体事件の實情を調查せる結果その對策として既定の嚴罰主義の方針で進む事に決し、盟体事件を惹起せしめた生徒は斷然放校、停學等の處分に附し、不穏分子一掃主義を徹底せしむる様七月各學校に通牒を發した。

(ホ) 六月文部省が善導用として翻譯出版の上各方面に頒布する事に決定せる歐米におけるマルクス主義批判の「權威ある著書」は左の如し。

アンリ・ドゥ・マン『社會主義心理學』△エ・ディー・リンゼイ『カアル・マルクス資本論略解』△ハロルド・チャーチ・ラスキ『共產主義一八三一年——一九二七年』△カアル・ムーズ『反マルクス第一卷』△ツガンバラノウスキイ『マルクス主義の理論的基礎』

(ヘ) 學生主事の思想講習會開催、文部省は大學高等專門學校の學學生主事善導のため七月一日より一週間東京に於いて思想講習會を開

催した。

(ト) 官公私立を通じての全般的學校思想警察機關を完備するため公立大學の學生監を學生主事に改め、公立高等諸學校に生徒主事を新設することとなり、十月七日の閣議で公立學校、公立大學職員制俸給令の改正が決定された。

(チ) 文部省主催二四私立大學の學生監並に生徒主事の學生思想問題對策協議會(十二月)に於て左の諸件の實行を申合せた。

校規の振作、精神教育の作興△組織經營の完備△學生左翼運動に對する處置の周到嚴正とその趣旨の徹底△學生々徒の指導教育機關の整備△各大學間その他必要なる方面との連絡△指導教育施設の充實△思想問題に關する中正穩健なる知識の涵養△思想問題に關する學問的研究の振作△學生生徒の生活を良好ならしむる施設の充實△學生生徒の自立自主の氣風の作興。その他學生左傾運動及び學校運動に對する處置を協議したが何等具體的對策なきものゝ如くである。

(リ) 中等學生の思想善導施設並に取締對策 本年二月文部省は各府縣に中等學校生徒の思想善導のため一層留意すべき旨通牒すると同時に取締に關する具體案の申達を求めたが、本年行はれた對策は大略次の如きものであつた。

青年訓練所數	小學校又は實業補習學校を訓練所に充てたるもの
合	計
一	一
二	二、九三

公 立	私 立	計
二、九三	二、九四	五、八七
一五	一五	三〇
一五	一五	三〇

修身、倫理教育の實際化、具體化△文部省にて中初等教育關係者の思想講習會の開催△校長、教員の嚴選△生徒の左翼圖書耽讀傾向に對する取締△中等學校生徒の思想調査並に指導經費三萬圓を新規要求として六年度豫算に計上。

尙其他五帝大總長思想問題懇談會(四月)、文部省の學生思想問題協議會(九月)、二四私立五大學總長の學生思想問題協議會(一一月)等に於いても夫々對策が協議されたが、何れも具體的成案を得るに至らなかつた。

第二篇 反社會主義運動

第一章 青年團

昭和四年度の全國における青年訓練所の狀況は左の如くである(文部省調)。(昭和五年四月末日現在)

事員	人數	軍	校	鄉	學	其	在	合	指導員	數	員	職	現前			
三三	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	者	徒	了	修	在	年
四五、〇七七	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	數	數	主	數	員	職
一五、四〇三	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	者	徒	了	修	在	年
四五、〇七七	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	數	數	主	數	員	職
一五、四〇三	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	者	徒	了	修	在	年
九三、〇六三	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	數	數	主	數	員	職
九四、七五五	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	者	徒	了	修	在	年
一六、九三三	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	數	數	主	數	員	職
一八、〇九八	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	者	徒	了	修	在	年
九五、五四五	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	數	數	主	數	員	職
九四、七五五	三三	八八	五五	三六、七〇一	四五、六四	二、五四	一、七八	六、六六	計	數	者	徒	了	修	在	年

全國青年訓練所數增減比較表

(文部省調)

昭和二年一月末現在

昭和三年
一月末現在

昭和四年四月末現在

昭和五年四月末現在

比較増減の年と△

公立青年訓練所

私立小青年訓練所合計

青年訓練所生徒數累年比較表

(括弧内数字は前年との比較増減△)

年次種別

昭和二年一月末現在
公私立立

九六八、七〇七
△一〇八、三七二
一三、二五六
八
二、三五三

年修了者數
一〇〇、八七五
一、五九

昭和三年一月末現在	私	公	立	立
九三、四二三(△四、五、二四)	一一〇、五四二(九、六、七)			
一三、一六四(△一、九)	一、八二一(一、三)			
九三、五七七(△四、三、八六)	一一三、五五(九、八、九)			
九元、三三(△五、一七)	一〇四、六三(△五、九〇)			
一五、〇〇〇(△一、八三)	一、五〇〇(△一、二二)			
九四、三三(△七、六五)	一〇六、一八三(△六、一七)			
九六、五四(△七、二八三)	一、九三(△一、五九)			
一八、〇六〇(△三、〇七)	一、九三(△一、五九)			
九四、五三(△一、三〇)	一、九三(△一、五九)			
九四、五四(△二、四七)				

本年度に於ける訓練所概況は、右表の示す如く訓練所總數（充當實業補習學校を含む）は前年に比し四三の減少に止まつてゐるが、地方各町村の財政逼迫のため青年訓練所と補習學校とを併置すること困難となり、青訓所を廢止するもの續出し、本年度に於ける青年訓練所數は前年に比し三六四の激減となつてゐる。而も明年度豫算削減の結果文部省の青年訓練補助百萬圓は一割五分減の八十五萬圓に減額されてゐるから青訓所減少の傾向は明年度に於いて更に深化するであらう。

他方生徒數は前年に比し一〇、三六〇の増加を示してゐる

が、修了者數は前年に比し一一、四二七の大減少である。減少率は昭和四年度五・四九%であつたが、本年は一躍一〇・

七六%となつてゐるのである。青年訓練所のこの不成績に対し文部、陸軍兩當局は屢々その対策を協議した結果青訓修了

生の在營年限を更に短縮することによつて修了者の減少を防止せんとするに決した。即ち現在の修了者に對する陸軍歩兵在營年限六ヶ月短縮の特典を陸軍各兵科及び海軍に擴張することとなり、先づ六月二八日公布、三〇日實施の青年訓練所修了者検定規程（海軍省令）により海軍水兵及び機關兵の年限が二ヶ月短縮されることとなつた。陸軍特科兵に對する特典均霑も既に文部陸軍兩當局間に意見の一一致を見たが、これと同時に青年訓練の義務制を施行せんとする意向ありと云はれてゐる。

二 大日本青年團

昨年度（昭和五年四月末現在）に於ける男子青年團數は一六、二八九、正團員數は二、五七七、四二〇にて之を昭和四

年度のそれと比較すれば團體數において九三一、團員數においては一六二、四八三の減少となつてゐる。女子青年團は團體數一四、二五六、團員數一、六一六、六八四で、之亦團體數、團員數ともに昨年より減少してゐる。(文部省調査)

第二章 國粹團體

本年中に創立された國粹團體は左の通りである。

▲日本統一黨 十月二三日、茨城縣太田町に於いて東毛三郡の水平社員其他關東各地の有志代表者約四千名集合結黨式を

挙げた。

▲立憲愛國會 十月二六日、名古屋市公會堂に於いて發會式を舉行し、主義綱領朗讀の後井上初太郎氏を會長に、床次竹

次郎氏を總裁に、頭山滿、内田良平、井戸川辰三等の諸氏を顧問に夫々推薦すると同時に役員を選任した。同日可決された決議、宣言は左の如し。

決議——不景氣打開並に失業救濟の徹底を期す。

立憲政治の徹底を期す。

▲佛教新進聯盟 六月二十三日、津市縣會議事堂にて結黨式を挙げた。

▲大日本生產黨 黒龍會内田良平氏の主唱により、大日本生

產黨では本年六月頃より創立準備を進めつゝあつたが關西支部では七月五日大阪市中央公會堂において大阪地方の發起人百五十名出席の上創立準備發起人會を開いた。次いで東京に於いて全國準備委員會を開きたる後十一月結黨式をあげる豫定であつたが、本年中には未だその運びには至らなかつた。

▲愛國大衆黨 昨年十一月東京に第一回準備委員會を開いた愛國大衆黨では一月末神戸支部を設置した。

其他約九十に上る既成國粹團體中重きをなすものは大日本國粹會、建國會、黒龍會、國本社等であらう(主要團體の主義綱領等詳細は昭和四年版本年鑑本章参照)

右のうち黒龍會は本年十二月創立満三十年を迎へ、三日靖國神社において同會先輩故人並に故人同志約三百五十名の招魂慰靈祭を執行した。

建國會はメーデー當日の反對デモ、特別議會最終日(五月十三日)議場に於けるビラ(失業者救濟)撒き、財部全權歸朝當日(五月十九日)東京驛構内及び廣場に於ける、五月二八日同所に於ける財部海相排撃ビラ撒き等によつてその存在を明にした。

尙ロンドン條約による軍縮反對は各國粹團體によつて一齊に行はれ、財部全權の歸朝を機とし、諸所に此種團體員による「軍縮反對、海相排撃」のビラが撒布された。

十一月十四日には右傾團體愛國社員佐郷屋留雄が東京驛に

て濱口首相を狙撃して一躍同社の名を高からしめた。同事件に關し愛國社團長岸田他一名も共犯として起訴された。

昨年三月五日舊勞農黨代議士山本宣治氏を刺殺せる七生義

團員黒田保久二は第一審判決（懲役十二年）を不服とし東京控訴院に控訴中であつたが、本年四月十九日前審通り懲役十一年の判決言渡があり、五月八日服罪下獄した。

國粹團體及反社會主義團體一覽

(團體名)	(事務所々在地)	(創立年月)	(主張及目的)	(出版物)	(幹部氏名)	(會員數)
國本社	東京市麹町區平河町六ノ二六	大三・五	國體精華の發揚	國本	平沼駿一郎	當該團體の發表によるものである。
大日本國粹會	東京市麹町區土手三番町三〇番地	大八・一〇	皇室中心主義	國粹の日本	總裁 鈴木喜三郎 會長 中安信三郎	三〇、二〇人
關東國粹會本部	東京市丸の内内幸町虎ノ門ビル	大一〇・二・三	皇室中心主義	國粹の日本	總裁 鈴木喜三郎 會長 中安信三郎	三〇、二〇人
大阪國粹會本部	大阪市北區堂山町	大二・	皇室中心主義	國粹の日本	總裁 鈴木喜三郎 會長 中安信三郎	三〇、二〇人
大和民労會	東京府下上目黒町五七一	大一〇・一・〇	思想善導 柔劍道獎勵	世界報	總裁 子爵伊東祐弘 會長 野口榮次郎	三〇、二〇人
皇光會	東京市	大九・	演藝による思想善導	民労、法律	總裁 子爵伊東祐弘 會長 野口榮次郎	三〇、二〇人
建國會	東京市外三河島町子ノ神七五番地	大三・五・四	天皇中心政治、建國理想實現	世界報	總裁 子爵伊東祐弘 會長 野口榮次郎	三〇、二〇人
國風會	東京市牛込區東五軒町一	大九・二・一	思想善導國力充實	日本主義	總裁 子爵伊東祐弘 會長 野口榮次郎	三〇、二〇人
大東文化協會	東京市麹町區富士見町六ノ一六	大三・二・二	東洋文化振興、國民精神涵養	世界國風大觀	總裁 子爵伊東祐弘 會長 野口榮次郎	三〇、二〇人
大化會	東京市牛込區市ヶ谷加賀町二ノ五	大九・四・五	國家主義の高潮	大東文化	副會頭 山本悌二郎 學院總長 大津淳一郎	三〇、二〇人
大化會幹事長	岩田富美夫	急進幹事長	荒牧退助	上泉德彌	約二〇、〇〇〇人	二五、〇〇〇人

総 横 俱 樂 部	東京市外戸塚源兵衛二五	大 三・	思想善導	政治教育宗	総	森	傳	二、八〇〇人
大 日 本 護 國 團	東京市本所區吾妻橋二丁 目二一	大 三・二・二	國體擁護、思想善導					
行 地 社	東京市麻布區宮村町三四	大 二・三・	復古主義	日 本	幹事長	片桐 松本	君恵 幸惠	五、〇〇人
浪 人 社	東京市麹町區永田町二ノ 八六	明 四・				大川 周明		約三、〇〇人
内治外交作振同盟 同		右 昭 三・	思想、對支問題作振	同 盟 報	内田 田中	弘之 良平		
黒 龍 會	東京市赤坂區新町五ノ七	明 三・一・三	内外政治の作振	亞細亞時論	内田 田中	弘之 良平		
新 日 本 協 會	東京市外淀橋町柏木九八	大 二・〇・五・一	思想善導、共存共榮	共 存	山本悌二郎 赤神龍三郎 良護	今井 福原		
大 正 赤 心 團	東京市深川區久平町二ノ 九	大 六・七・一	皇室中心主義、國家	赤 心	平垣 健二	約三、〇〇人		
國 士 同 盟 會	東京市赤坂區青山南町六 ノ八三	大 二・二・二	社會主義	天皇中心、新興日本	内藤順太郎			
大 行 社	東京市本郷區駒込千駄木 町一五二	大 二・三・三・	天皇主義と世界革命	の建設	青水行之助	岩谷直次郎	約三、五〇〇人	
愛 國 青 年 社	東京市本郷區蓬萊町六	明 三・八・三	天皇中心、理想國家	愛國の青年	花田 半助	遠藤友四郎		
大 民 俱 樂 部	東京市麹町區隼町二八	大 五・	政治教育、宗教の淨化	大 民				
錦 旗 會	東京市牛込區喜久井町三	昭 二・五・八	左右の精神的、思想的夷狄の撲滅	日本思想				
大 日 本 皇 道 義 會	東京市外千駄ヶ谷六五八	大 七・七	武士道鼓吹					

總裁 侯爵 石井三郎
會長 侯爵 山内豊景

八〇〇人

大日本正義團	大阪市東淀川區豊串西通 一ノ三〇	大・七・二・一	道德本位、社會改造	單行	正義時報	主務	酒井	二〇、〇〇人
紫雲莊	東京市麹町區內幸町一ノ六	大・三・三	軍國主義、財團脅懲	不定期		務	萬吉	
青天會	東京市麹町區有樂町二ノ四	大・三・二・六	思想問題、及對策の研究	定期				
明德會	東京市芝區田村町六〇	昭・二・一	反撲滅道義日本再建	定期				
一新社	東京市	昭・二・五	明德論壇	定期				
大日本殉國會	東京市小石川區晉羽町	大・五・二・二	國體宣揚、道義確定	不定期				
修養團	東京府下千駄ヶ谷六六八	明・元・二・二	費用自辨、道義確定	定期				
勤王聯盟	東京市四谷區南寺町四二	大・三・一・六	流汗鍛練、同胞相愛	定期				
秋水會	東京市外代々木山谷一七	大・三・七	白愛向ゆと	定期				
天業青年團	東京市下谷區櫻木町	大・三・一	國心主義救國	定期				
俠弘會	東京市麹町區飯田町三丁目	大・三・四・三	天皇中心主義、社會教化、民心作興	定期				
立憲大同聯盟	東京市麹町區內幸町一ノ五	大・四・一・四	勤王聯盟	定期				
國教宣明團	東京市外澁谷町猿樂三二	明・天・三	時弊矯正、國民精神作興	定期				
		（ユダヤ人陰謀防止、國教宣明）	天業民報	定期				
			副會長 田中智學	定期				
幹事長			副會長 男爵 大井成之	定期				
幹事長			石筑紫熊七	定期				
幹事長			大井成之	定期				
山內源治軍			陸軍將校	定期				
			を會員とす。	定期				
			約二、五〇〇人	定期				
			約三、五〇〇人	定期				
			約二、五〇〇人	定期				

聖	皇	會	京都	明四	萬民を安からしめ 徹底的尊皇愛國共 産主義撲滅	理事長	山科伯爵
(全日本愛國同志會)	本會	東京市麪町區一二ノ一四	昭二九三	「日本」新聞	道瀬川正史	事長	味岡信太郎
大統社	東京市小石川區水道端二 <small>ノ六四 千葉縣東葛飾郡八幡町 (農業塾)</small>	昭二一	國體宣揚	高木清太郎	八人		
大日本國民思想善導會	東京市牛込區辨天町	大三一	國民精神善導				
護皇會	東京市牛込區市ヶ谷富久 町一〇五	大一〇一〇三〇	歐米化思想排撃、大 和民族性發揚	會長 中山忠次 約10,000人	代表 吉田三郎		
聖日本學會	東京市外原宿二三〇	大三七三	知行合一	澤田五郎			
帝大七生社	東京市本鄉區森川町富士 見館(松岡平一方)	大一四二二	至誠一貫、報國盡忠	田尻隼人			
早大湖ノ會	東京市牛込區鶴巻町早稻 田大學構内	大二一三四	日本精神擁護	金人			
大日本國輝會	東京市麹町區內幸町一ノ 六島ビル	昭四〇三	皇室中心主義	會長 松岡材			
日本民主黨	奈良市舟橋町江藤方			總裁子爵岩城隆德			
七生義團	東京市芝區松本町四四	昭三八	國體擁護、公德尊重	總裁長肥田琢司			
大日本生產黨	大阪市東區北濱二北濱ビ ル	昭六六六	大日本主義を以て國 家の經倫を行ふ	江藤源九郎			
全日本愛國者共同 鬭爭協議會	東京市神田區錦町一ノ六	昭六三〇	報國新聞	總理木村清	七〇人		
			總顧問頭山良平	江藤源九郎	五〇〇〇人		
			總裁內田良平	江藤源九郎	五〇〇〇人		
				江藤源九郎	五〇〇〇人		

△行地社を中心に聖母社、日本労働會、東興聯盟、國民戰線社、愛國無產青年同盟、急進愛國労働者聯盟、愛國大衆黨、日本國民黨、秋水會、黒龍會等の一部が加はりたるもの。早晚、大日本生産黨に合流を豫想しうるもの。

日本國民黨 東京市神田區錦町一ノ六

精神とし、非國家的
制度改革、道義的世
界建設

八幡稻治郎
博堂

愛國大衆黨

東京市神田區錦町一ノ六

急進
社会愛國主義

矢野辰夫

急進愛國青年聯盟
東京市神田區美土代町四
ノ二

中谷武世
津久井龍雄

急進愛國労働者聯盟

同

右

全日本青年同盟
聯合會議準備會

東京市四谷區永住町三
昭六・七

青年日本主義

青年新聞

岡野忠弘

大日本工場ス
ボーッチア聯盟

東京市小石川區大塚仲町
大塚市民館内

御用スポーツの普及
獎勵

前社會局長官
吉田茂

日本統一黨

群馬縣太田町
大阪市天王寺區河堀町三

昭五・三・三

極東聯盟協會

東京市外世田ヶ谷一、〇

大六・一・三

國士養成、英才教育
同志糾合

大民新聞

古今堂綠陰

愛國勤勞黨

東京市

大正義塾

柴田德次郎
山田悌一
上塙司

内田龍平

國士

東京市外世田ヶ谷一、〇

昭五・三・三

國士養成、英才教育
同志糾合

大民新聞

内田龍平

愛國勤勞黨

東京市四谷區三光町八
明三・一・三

地方自治振興、道德
經濟ノ調和思想善導

斯

内田龍平

養正義塾

大阪府下阪急寶塚線服部
驛東

内田龍平

内田龍平

中央報德會

東京市四谷區三光町八
明三・一・三

内田龍平

内田龍平

大日本武德會

京都市左京區岡崎平安神
宮境内

内田龍平

内田龍平

大日本奉公團

東京市麹町區上手三番町
三〇

内田龍平

内田龍平

内田龍平

内田龍平

内田龍平

帝國文化協會

大二三

中央乃木會 東京赤坂區新坂町六三 大三・六・三

乃木將軍ノ誠烈顯揚
國民道德向上

上村 藤若
坂谷一戸
白鳥本芳郎
永田秀次郎
兵衛俊篤 三〇〇〇人

日本青年修養會

全國立憲青年同志會 ○八

大七

高田 功

立憲維新黨

東京市銀座通新橋博品館
樓上

大五・四・元

政治の惟神化

維新

大和 茂樹 二、〇〇〇人

立憲安國黨

東京府下瀧ノ川上中里云
昭三

階級差別ノ解放運動

勝沼 藤助 二、〇〇〇人

弘道

副會長 伯爵德川達孝 約一〇〇〇〇人

日本弘道會

東京市神田區西小川町二
ノ一

明九・三

皇室中心主義

弘道

副會長 伯爵德川達孝 約一〇〇〇〇人

立正護國會

東京市下谷區谷中初音町
四ノ二一

大九・三

日蓮主義ノ光揚宣布

理會長

希

大和兵衛

乃木講

東京市麹町區紀尾井町六
ノ一六

大四・

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五八 大七・六・一

希

望の日本

副會長

希

大和兵衛

希

望社 東京府下西大久保四五

義」同志社大學高商學生有志) 勵く會(蜂田一步) 國本會(酒井日慎) 經國同志會(東京) 顯正顯國同盟(東京) 帝國同仁會(横田定雄) 斯道會(田邊賴真) 鐵道共敬會(安藤嶺丸) 大日本國光宣揚會(權藤傳次) 皇國人民協會(鎌刈豊太郎) 立憲愛國黨(井上初太郎) 明治會(田中智學) 全國修養會(東鄉吉太郎) 奉仕會(佐藤哲太郎) 皇道會(北原種忠) 等の諸團體がある。